筑波大学附属病院再開発に係る
施設整備等事業

参考資料３　要求水準書作成の基本的考え方

平成 19 年 2 月 23 日

国立大学法人　筑波大学

― 目　　次 ―

1. 本資料の位置づけ 1

(1) 要求水準書の構成 1

(2) 本資料の業務毎の構成 1

2. 要求水準書の考え方 2

(1) 要求水準書の位置づけ 2

(2) 選定事業者に期待する事項 2

(3) 事業範囲設定の基本的な考え方 3

(4) ＰＦＩ事業範囲 5

(5) ＰＦＩ事業とは別途実施予定の主な事業の概要（案） 6

3. 統括マネジメント業務の基本的な考え方 7

(1) 再開発における位置付け 7

(2) 事業範囲の概要 7

(3) 統括マネジメント業務に求める実施体制について 8

4. 施設整備業務の基本的な考え方 9

(1) 再開発における位置付けと施設整備の基本的な考え方 9

(2) 大学において実施している施設整備計画 10

(3) 既存施設の概要 10

(4) 施設整備の概要 13

(5) 事業範囲の概要 16

(6) 想定業務区分 20

5. 病院運営支援・施設維持管理の共通業務 21

6. 病院運営支援業務の基本的な考え方 23

(1) 開設準備・移行支援業務 23

(2) 経営支援業務 25

(3) 病棟クラーク･医療作業業務 27

(4) 物流管理関連業務 30

(5) 診療情報管理支援業務 36

(6) 医療事務業務 37

(7) 病院情報システム運用管理 40

(8) 一般管理支援業務 42

7. 施設維持管理業務における基本的な考え方 44

(1) 清掃業務 44

(2) 植栽維持管理業務 46

(3) 建築物保守管理業務 47
(4) 建築設備保守管理業務 49
(5) 医療用ガス供給設備保守点検業務 51
(6) 外構保守管理業務 52
(7) 環境衛生管理業務 53
(8) 保安警備業務 54
(9) エネルギーマネジメント業務 56

8. 調達業務における基本的な考え方 58
(1) 再開発における位置付け 58
(2) 事業範囲の概要 58
(3) 想定業務区分 58

9. 事業者選定プロセス 62
(1) 大学と応募者との意思疎通 63
(2) 実施設計に対する提案 63

10. 用語の定義 64

補足資料 1　施設整備後の配置イメージ
補足資料 2　施設整備後の階層イメージ

1. 本資料の位置づけ

本資料は、後日公表する「要求水準書」の策定にあたり、その軸となる考え方を示したものである。附属病院における課題、目標等、要求水準の背景となる事項を示し、またそれらに基づいて現時点で想定している各業務内容を概ね示すものである。

(1) 要求水準書の構成

「要求水準書」は、業務毎に以下の構成を基本とし、検討している。本資料は、以下の「2 業務区分表」の基本となる前提について示したものである。

区分		提示内容
1	要求水準	選定事業者が満たすべき提供サービスの水準を示したもの
2	業務区分表	各サービスの業務範囲と実施者（大学法人または選定事業者）の区分を示したもの
3	費用負担区分表	サービス対価に含まれるコスト要素を示したもの

(2) 本資料の業務毎の構成

本資料の「3. 統括マネジメント業務の基本的な考え方」以降は、事業範囲の区分毎に、以下の項目を基本とした構成としている。ただし、統括マネジメント等一部の事業範囲については、想定業務区分は要求水準書（案）において示す。

1) 再開発における位置付け

附属病院の再開発の目的やその背景にある課題において、当該業務をどのように位置づけているか、今後どうあるべきかについて、現状で整理されている範囲で記載している。

2) 事業範囲の概要

「再開発における位置付け」を踏まえ、ＰＦＩ事業範囲を設定するにあたっての基本方針を記載している。業務によってはＰＦＩ事業とすることで選定事業者に期待する効果についても記載している。

3) 想定業務区分

設定した事業範囲については、「想定業務区分」として、大学と選定事業者との業務区分（分担）を示した。当該業務の主担当（主に業務を実施し、責任を有する）を「◎」印で表示し、従担当・協力を「○」印で表示している。なお、業務区分のうち両方に「◎」印のある項目については、必要に応じて可能な限り詳細化し、要求水準書（案）において示す。

当該表は、現行病院の業務委託内容を基本としたものであり、選定事業者には業務再編にかかる能力及び積極的な提案・企画を求めることから、業務内容によっては重複が生じる作業も含まれている。なお、今回は事業範囲の概要とその背景を提示することを目的としているため、詳細は割愛してある。これらは今後、要求水準の策定段階において、民間事業者の意向を踏ま

えながら、求める効果がより高い水準で達成される事業範囲となるよう調整していく。

2. 要求水準書の考え方

(1) 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、本事業にて選定事業者が提供するサービスの前提条件およびアウトプットとして満たすべき水準を定めるものである。事業者選定において、応募者は要求水準達成を約束し、具体的な達成手法を提案する。附属病院は、各提案書をもとに応募者がすべての要求水準を満たす能力があることを確認し、評価する。要求水準書は、最終的には契約書の一部として位置付けられ、事業実施段階におけるモニタリングにより、その達成状況を評価する。

ＰＦＩ事業の各段階における要求水準書の位置付けは、次のとおりである。

（各段階における要求水準書の位置づけ）

入札公告	要求水準書の提示
↓	
提案作成	応募者は要求水準を前提として提案書を作成
↓	
審査	応募者の提案に対し要求水準の達成能力を評価
↓	
契約協議	要求水準達成を条件とし、契約内容の確認・合意
↓	
契約	契約書に添付
↓	
運営・実施	モニタリング項目・評価基準のベースとする。 定期的な契約の見直しの中で修正・追加あり

(2) 選定事業者に期待する事項

1) 附属病院の持つ特性の理解とその支援

附属病院は教育・研究のために設置された医療機関であり、その医療は教育・研究を支援するものでなくてはならないことを十分に理解し、その活動が効率良く、効果的に実践され、社会的な責務が果たせるよう、それぞれのサービスにどのような工夫が必要かを研究しながら支援する。

2) 協働によるサービス向上

選定事業者は附属病院の診療活動の一部を担っていることを意識し、患者や病院職員のニーズを把握するとともに、患者サービスの向上を目指した業務を遂行するために協働する。

3) 協働による業務実施体制の熟成

附属病院と選定事業者の長期間の協働による業務実施体制の十分な成熟とコスト削減効果を

享受する。

また、当該業務の実施により得られた成果は、知的財産として権利を取得し活用を図るなど、付加価値を官民双方でシェアする仕組みの確立を目指す。

4) 隙間業務の解消による医療環境の整備

従来は各業務を個別の受託企業に発注していたことから、各委託業務間や医療スタッフと受託企業との間に隙間業務が生じ、医療スタッフがその隙間を補わなければならなかった。

選定事業者の包括的な業務遂行によって隙間業務を解消し、医療スタッフがそれぞれの専門業務に傾注できる環境を整備することで、医療の質と安全の向上につなげる。

5) 変化に対応した業務内容の改善

医療を取り巻く環境の変化に対応して、業務内容や要求水準の改善等を必要に応じて実施し、柔軟に対応できる体制を構築する。

6) 選定事業者による業務統括

選定事業者が自らの裁量及び責任において、事業範囲となる各業務を統括することにより、時期に見合った効率的かつ効果的なサービスを提供する。

7) 民間のノウハウ活用による病院経営の効率化

選定事業者のノウハウを取り入れることにより、附属病院の財政負担を削減する。

選定事業者が病院経営効率化の観点から積極的な企画を行い、意見交換、検討を行うことで、更なる経営効率化を目指す。

(3) 事業範囲設定の基本的な考え方

ＰＦＩ事業範囲の設定にあたり、ＰＦＩによる定性的・定量的効果の発現を前提としたうえで、以下に示す視点を基本的な考え方とした。定性的・定量的効果が得られうると想定される業務を広範囲に抽出し、それぞれについて、視点に基づいて内容を整理し、妥当性・可能性を検証している。

指　標	留　意　点
法的な制約	医療法に規定された政令８業務等、法的な制約上、選定事業者に委ねることができない業務も存在する。
診療への影響	事業範囲として設定した場合、医療行為に影響を及ぼすと考えられる業務も存在する。
研究・教育への影響	業務範囲として設定した場合、附属病院が実施する教育・研究に関する業務に影響を及ぼす業務も存在する。
民間事業者の創意工夫	附属病院の業務は、特殊性の高い業務等も含まれており、民間事業者の創意工夫が発揮できない業務も存在する。
コスト縮減効果	民間事業者のコスト縮減効果が発揮できない業務も存在する。
競争原理	附属病院の業務の中には特殊性の高い業務が含まれており、民間事業者の競争原理が働かない可能性のある業務も存在する。

指　標	留　意　点
適切なリスク分担	適切なリスク分担の観点から、公共側が負うべきリスクについて検討を行う必要がある。
雇用問題	業務範囲として設定した場合、附属病院職員の雇用問題に影響を及ぼすと考えられる業務も存在する。
民間事業者の採算性	附属病院の業務の中には、民間事業者の採算性が合わない可能性のある業務も存在する。

これらの検証を踏まえ、筑波大学附属病院の特性を考慮し、大学独自で実施すべきもの、ＰＦＩとは異なる事業方式で実施すべきもの等については事業範囲に含めず別途、実施するものとした。

(4) ＰＦＩ事業範囲

前述の事業範囲設定の視点を踏まえ、本事業におけるＰＦＩ事業範囲は、以下のとおり設定した。

●：PFI 事業範囲　×：事業範囲外

分類	業務区分		ＰＦＩ事業範囲	備　考
全般	統括マネジメント業務		●	―
施設整備	事前調査業務及びその関連業務		●	―
	実施設計業務及びその関連業務		●	―
	工事業務及びその関連業務		●	―
	工事監理業務		●	―
	周辺家屋影響調査・対策業務		●	―
	各種許認可手続等の申請補助業務		●	―
病院運営支援	運営・経営支援	開設準備・移行支援業務	●	―
		経営支援業務	●	―
	診療技術支援	検体検査業務	×	別途、民間事業者との協働により地域共同利用型施設を整備するため、ＰＦＩの事業範囲外とする。（院外検査センター）。
		食事の提供業務	×	別途、民間事業者との協働により地域共同利用型施設を整備するため、ＰＦＩの事業範囲外とする（つくばセントラル・キッチン）。
		病棟クラーク・医療作業業務	●	―
		医療補助（歯科技工、理学療法、作業療法、視能訓練、義肢装具、薬剤師業務、保健師業務、助産）	×	個別技術であり、包括的業務委託としての効率性は期待できない等の理由によりＰＦＩの事業範囲外とする。
	物流管理関連	診療材料・医療消耗備品・一般消耗備品	●	―
		滅菌消毒業務（再生滅菌物管理）	●	
		洗濯業務（リネン類の洗濯・管理）	●	
		医療機器の点検保守（ME センター業務）	●	
		薬品管理	●	
		院内搬送業務	●	
	医療情報関連	診療情報管理支援業務	●	―
		医療事務業務（診療報酬請求、各部受付案内業務）	●	
		病院情報システム運用管理業務	●	
	その他	患者等の搬送業務	●	一般管理支援業務の一環として実施する。
		一般管理支援	●	―
		廃棄物処理	●	清掃業務の一環として実施する。
		駐車場管理	×	別途、独立採算事業とするため、ＰＦＩの事業範囲外とする。
施設維持管理	清掃業務		●	―
	植栽維持管理業務		●	―
	建築物保守管理業務		●	―
	建築設備保守管理業務		●	―
	医療ガス供給設備保守点検		●	―

分類	業務区分	ＰＦＩ 事業範囲	備　考
	外構保守管理	●	―
	環境衛生管理業務	●	―
	保安警備業務	●	―
	エネルギーマネジメント業務	●	附属病院の電力と熱の使用料削減に資する業務（エネルギーマネジメント）を事業範囲に含める。
調達業務	医療機器	●	研究開発の要素が強い機器など、法人が自ら調達したほうが利点が大きいものを除き事業範囲に含める。
	医療材料、医療消耗品、一般消耗品	●	
	薬品	×	薬価という公定価格が存在するなか、長期にわたる納入価格を担保することは選定事業者にとって過度な負担となる等の理由により、ＰＦＩの事業範囲外とする。
利便施設	売店、レストラン、理髪店等	×	別途、テナント方式による独立採算事業とするため、ＰＦＩの事業範囲外とする。

(5)　ＰＦＩ事業とは別途実施予定の主な事業の概要（案）

再開発において本事業とは別途、大学が実施予定の主な事業の概要を以下に示す。

区分	ＰＥＴ 画像診断施設	院外セントラル キッチン	院外 検査センター	駐車場	利便施設
事業形態	ＰＥＴ施設（医療法人）の誘致	近隣に院外調理施設を誘致	近隣（または大学用地内）に院外検査センターを誘致	別途発注	別途発注
事業概要	ＰＥＴ−ＣＴ検査施設の建設、管理、運営等を行う事業者（医療法人）を募集し、大学用地を貸付て一定期間運営させる。	地域連携・経済効果・費用対効果・栄養療法の統一、循環型構造の確立に向けてセントラルキッチンの運用を目指す。	（仮称）臨床検査技師生涯センター附属ラボラトリーとして、検体検査に関する技術開発、教育および検査受託を行う。	附属病院再開発計画により不足する患者用駐車場について、立体駐車場として整備し、患者用駐車場及び周辺環境の維持管理運営を行う。	患者利便施設（売店、食堂、喫茶、理髪店、薬店、クリーニング、貸出ＴＶ等）の管理運営を行う。

3. 統括マネジメント業務の基本的な考え方

(1) 再開発における位置付け

再開発においてＰＦＩ手法を導入するにあたり、大学は選定事業者に対して「民間のノウハウに基づくサービスの実現」「長期契約による業務改善効果」「包括委託による範囲の経済の実現」を期待している。

「民間のノウハウに基づくサービスの実現」とは、大学が、性能発注を前提とした要求水準を提示することにより、選定事業者が有するノウハウを最大限に活用したサービスの質の向上を目指すものである。

「長期契約による業務改善効果」とは、本事業の病院運営支援及び維持管理運営期間が 20 年間と長期にわたることを踏まえ、計画的なリソースの配置、人材育成、選定事業者自らが実施するセルフモニタリングを通じたＰＤＣＡサイクルによる業務改善等により、社会状況の変化に呼応した附属病院が果たすべき使命・役割の変化に対して、附属病院と選定事業者が協働して柔軟に対応することにより、長期にわたり良質なサービスの提供を目指すものである。

「包括委託による範囲の経済の実現」とは、個別に委託していた各業務を包括的に委託し、業務内容や業務のプロセス、組織構造を分析して業務の再設計（ＢＰＲ）を行い、業務計画に反映させ、安定した効率的かつ効果的なサービスの提供を目指すものである。

選定事業者は、その管轄下にある複数のプロジェクトのマネジメントを一元化し、調整等を行うことにより、大学が選定事業者に期待する事項の効果を最大限に発揮することが可能となる。よって、選定事業者は統括マネジメント業務（本事業の目的を達成させるための体系化された実践活動）を実施する。

また、本事業を成功に導くためには、大学と選定事業者が、本事業の目的を共有し、信頼関係（相互信頼、信用、尊敬）やコミュニケーションの形成を促進し、発生する様々な問題・課題への早期解決などに協働することが重要である。よって、大学と選定事業者は良好なパートナーシップを構築するものとする。

(2) 事業範囲の概要

選定事業者は、要求水準書に示す業務を適切に実施し、大学が選定事業者に期待する事項の効果を最大限発揮するために、主として以下に示す統括マネジメント業務を行うものとするが、統括マネジメント業務を実施する体制は選定事業者からの提案によるものとする。選定事業者は統括マネジメント業務の責任者としてリーダーシップ、コミュニケーション能力、ネゴシエーション能力を持つものを配置するとともに、事業の各段階に応じて適切なマネジメント体制を構築するものとする。

- 事業全般におけるコスト、スケジュール、品質のマネジメント
- 本事業に存在する数々の技術的・組織的なインターフェイスのマネジメント
- 選定事業者の管轄下にある全てのプロジェクトにおける共有リスクと固有リスク両方に対しての一元化したマネジメント
- 選定事業者の管轄下にある全てのプロジェクトにおける人的資源のマネジメント
- 選定事業者の管轄下にある全てのプロジェクト間におけるコミュニケーションマネジメント
- 任意協力企業選定時におけるマネジメント

・ 事業全般における業務の再設計（ＢＰＲ）の企画・実行のマネジメント
・ 事業全般における変更要求等のマネジメント
・ セルフモニタリングを通したＰＤＣＡサイクルによる継続的業務改善
・ 大学とのコミュニケーションの構築(大学の病院経営会議等への出席､大学との意見交換、情報交換、業務等の調整、各種協議など)

(3) 統括マネジメント業務に求める実施体制について

統括マネジメントの実施体制に関しては応募者からの提案によるが、提案する際の条件を以下に示す。

・ ＳＰＣは病院内に設置する。
・ ＳＰＣ内に統括マネジメントチームを設置し、事業期間にわたり要求水準を満足するサービスを確実に提供出来る実施体制を構築すること。
・ 統括マネジメント業務の責任者は､リーダーシップ､コミュニケーション能力､ネゴシエーション能力を有することを要件とする。
・ 統括マネジメント業務の責任者は代表企業所属の者とし、ＳＰＣ内へ常駐とする。なお、統括マネジメント業務を代表企業のみでは提供し得ない機能の一部をマネジメント協力企業に行わせることが出来る。
・ 統括マネジメント業務の責任者は、ＳＰＣの管轄下にある個別プロジェクトの責任者を兼ねることは出来ない。
・ 個別プロジェクト（施設整備業務、病院運営支援業務、維持管理業務、調達業務など）の責任者は病院内に専任で配置すること。
・ 適切な統括マネジメントを実施するために、ＳＰＣ内にリスク管理委員会（仮称)、品質管理委員会（仮称)、コミュニケーション管理委員会（仮称）を設置する。またその上位に変更管理委員会を設置する。
・ 統括マネジメントチームの一員を協力企業所属の者が担う場合、ＳＰＣの経営及び統括マネジメント業務がそれら協力企業からの不必要な影響を受けることの無いよう対応策を講じること。

4. 施設整備業務の基本的な考え方

(1) 再開発における位置付けと施設整備の基本的な考え方

筑波大学附属病院再開発は、「高度先進医療・急性期医療の推進」、「ヒューマニティにあふれ、かつ効果的な治療・疾病管理が可能なシステムの確立」、「先進的医学教育の提供」、「臨床医学の力となるべき研究の推進」、「地域との密接な連携体制の構築」、「病院経営の更なる健全化」をその目標に掲げている。

本事業における施設整備は、上記の再開発の目標を施設面において具現化することを目的としているが、運営面とも充分に連携の取れた整備を目指す。

各目標における施設面での重点的な整備項目は以下の通りである。

1) 高度先進医療・急性期医療の推進

- 高機能手術室、集中治療病床、急性期病棟、救急部等の施設整備
- 高度医療の安全と質向上を支援する診断・治療設備の拡充

2) ヒューマニティにあふれ、かつ効果的な治療・疾病管理が可能なシステムの確立

- 早期回復を実現する療養環境の提供
- 患者のセルフケア支援及び地域連携による継続的な疾病管理システムの構築
- 外来・入院患者アメニティの向上、市民向けサービスの拡大

3) 先進的医学教育の提供

- 新カリキュラムに基づいた先進的な医学教育を強力に支援するための設備整備
- 早期体験学習や少人数グループ学習が可能となる諸室の配置
- e-learning・スキルスラボをはじめとした教育支援施設・システムの整備

4) 臨床医学の力となるべき研究の推進

- 産学連携による病院機能の拡充と新技術・サービス開発を実現するスペースの確保

5) 地域との密接な連携体制の構築

- 総合周産期母子医療センターや難病相談・支援センター、地域がん連携拠点の整備により、県や自治体との連携事業を展開し、地域医療体制構築を推進
- プライマリケア、専門診療の研修を地域と共に展開するために、地域医療研修ステーションを県・県医師会との連携の元に整備
- 地域の中核となるべき統合的な診療センター（がん、循環器、あるいは稀少疾患、難病等）を、単独あるいは連携の元に設置

6) 病院経営の更なる健全化

- 効率良く、密度の高い外来診療を実現し、患者のトータルな受療時間の短縮とスタッフの時間あたり診療密度を向上

以上の重点的な整備項目を実現するために、

① 急性期病棟や高機能手術室などからなる「新棟の新設」
② 亜急性期病棟や教育・研究スペースなどを整備するための「既存棟の改修」
③ エネルギーインフラなどの「基幹整備」
④ 本事業に係る病院敷地の「外構整備」

を行い、病院機能の補強・刷新を図る。

(2) 大学において実施している施設整備計画

1) 再整備基本設計

本事業による施設整備については、整備方針の決定、施設整備計画の立案、院内及び学内との調整、本事業とは別の事業との整合性の確保等、様々な検討課題や調整事項があり、これらを取り纏めて確固たる施設整備計画を立案するために、大学において再整備基本設計を実施した。再整備基本設計では、院内に各部門ワーキンググループを設置し、整備計画について検討を重ねた上で基本設計図書を作成している。

以上を踏まえ、応募者に対して基本設計図書を示した上で、「必ず遵守しなければならない事項」、「広く提案を求める事項」等を明示し、提案を求める。

2) 既存棟改修工事の実施設計

既存棟のうち、A棟、新A棟、B棟、C棟は新しい部門の設置や部門の移動、室の用途変更等が生じる部分の改修を行う。また、A棟、新A棟、B棟は老朽化した設備配管等の全面的な更新に伴う改修も行う。このように既存棟の改修は、いわゆるスケルトン改修とは異なる部分改修となっており、さらに既存病院施設を稼動させながらの改修となるため、性能要求を中心とする要求水準に基づいて選定事業者が設計を実施する場合、設計上の様々なリスクの発生が予想される。そのため、このようなリスクを回避する観点から、既存棟の改修工事については大学において実施設計を行うこととしている。

以上を踏まえ、応募者に対し、既存棟の改修における基本的な要求水準に加えて既存棟改修工事の実施設計図書等を示し、実施設計に対して応募者から提案を求める。

(3) 既存施設の概要

1) 敷地の現状

本事業に係る病院敷地（以下「事業地」という。）は筑波大学キャンパス南西部の西地区内に位置する。西地区を南北に貫く構内道路である「ゆりのき通り」の西側部が、附属病院、医学専門学群、看護・医療科学類、医学中央機械室等を含めた医学地区の敷地となっており、病院施設及び病院関連施設は医学地区内の西側に集約して配置されている。医学地区東側には医学専門学群や看護・医科学類等の医学系教育の施設群が配置されており、医学系学系棟および図書館・臨床講義棟はB棟と渡り廊下で接続している。事業地は医学地区の敷地内で病院施設及び病院関連施設が立地する部分となる。事業地の範囲及び面積については入札説明書等において示す。

敷地周辺の道路境界部は当該地区の指導事項として接道緑化帯が設定されており、緑地帯に囲まれた良好な自然環境の残る敷地となっている。また、A棟、B棟南側正面には病院利用者の憩いの場となる広場や池が配置されており、潤いのある外部環境を形成している。

駐車場は外来駐車場として敷地南西部に 565 台分の平面駐車場が確保されている。職員駐車場

は「ゆりのき通り」を挟んだ隣接地に 388 台分確保されている。

敷地の現状は以下の通りである。

所在地	茨城県つくば市天久保 2 丁目 1－1 他
用途地域	第二種住居地域
地域地区	市街化区域
防火指定	指定なし
日影規制	5 時間/3 時間（平均地盤面＋4m）
その他	公害防止地域（大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下）、建築基準法第 22 条指定区域内、第二種文教地区
敷地面積	201,483.84 ㎡（本事業とは別途実施する予定の事業による敷地分割のため、今後変動する可能性がある。）
建ぺい率	60%
容積率	200%
接道条件	東側　構内道路（ゆりのき通り）　幅員 14m 南側　市道 1015 線　幅員 18m 西側　国道 408 号線　幅員 34m 北側　市道 51054 号線　幅員 9m

2) 病院施設及び病院関連施設の現状

病院施設のうち主要なものとしては、Ａ棟(外来診療棟)、新Ａ棟(外来診療棟)、Ｂ棟(病棟)、Ｃ棟(中央診療棟)、Ｄ棟(特殊診療棟)、Ｅ棟(病棟)、Ｆ棟(ＭＲＩ―ＣＴ装置棟)がある。その中で、現状において建築基準法上の一体建築物として申請されているのは、Ａ棟、新Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟及び医学系学系施設である陽子線照射研究棟の 4 棟である。Ｄ棟、Ｅ棟、Ｆ棟は別棟の病院施設として申請されている。

病院関連施設としては、医学中央機械室、共同溝、サブセンターがある。医学中央機械室は西地区のエネルギーインフラの拠点として敷地北側中央に位置し、共同溝及びサブセンターを介して、病院及び医学学群施設などの西地区全体にエネルギーを供給している。サブセンターは医学系学系棟の地下１階にあって、医学中央機械室から供給されるエネルギーを病院施設と医学施設へ分配する場所となっている。

病院施設及び病院関連施設の現状は、以下の通りである。

施設区分	施設名称・病床数	構造・階 (地上－地下)	建築・増築年	延面積[*1] (㎡)
病院施設	Ａ棟（外来診療棟）	RC・4－1	Ｓ51，Ｓ63	10,565
	新Ａ棟（外来診療棟）	RC・4－0	H4	3,233
	Ｂ棟（病棟：一般 624 床，精神 41 床）	SRC・12－1	Ｓ51，Ｓ63，H4	29,977
	Ｃ棟（中央診療棟）	RC・5－1	Ｓ51，H11，H12	13,763

施設区分	施設名称・病床数	構造・階 （地上－地下）	建築・増築年	延面積[*1] （㎡）
	Ｄ棟（特殊診療棟）	RC・2	Ｓ52	1,321
	Ｅ棟（病棟：一般 135 床）	SRC・6－1	Ｓ56	5,661
	Ｆ棟（ＭＲＩ－ＣＴ装置棟）	RC・1	Ｓ63，H6， H15	809
	渡り廊下	S・2	Ｓ51，Ｓ52	346
病院関連施設	医学中央機械室	RC・2	Ｓ50	2,972
	共同溝・サブセンター[*2]	－	－	－

＊1　延面積は財産管理上の面積

＊2　共同溝は地下構造物　サブセンターは医学系学系棟の地下１階の一部

3) 供給処理基盤

供給処理基盤の現状は、以下の通りである。

公共水道	市水道引込管	市道 51054 号線地中埋設水道本管（150Ａ）
井水	あり	医学地区中央機械室近傍
排水	公共下水道接続管	市道 1015 号線地中埋設（汚水管：400Ａ、雨水管：700Ａ）
	排水方式	汚水・雨水分流
	水路・河川等	該当水路等なし
	浄化槽	なし
	特殊排水処理	あり
ガス	都市ガス （筑波学園ガス）	市道 51054 号線地中埋設（中圧Ａ：200Ａ、中圧Ｂ：150Ａ）
		国道 408 号線地中埋設（中圧Ａ：200Ａ、中圧Ｂ：200Ａ）
		市道 1015 号線地中埋設（中圧Ｂ：80Ａ）
電力	高圧(6.6kV)	中地区中央機械室の既設特高受変電設備 (特高変圧器 66kV/6.6kV-10MVA×3)より供給
電話	内線網	中地区中央機械室の既設 PBX を中心に、医学地区及び春日地区と連携
	公衆網	医学地区中央機械室の既設 PBX からが主体であるが、一部中地区中央機械室の既設 PBX から接続されているものもある

4) 病院施設へのエネルギー等の供給状況

医学地区における熱源や水等は、医学中央機械室を拠点とし、共同溝を介して各施設へ供給されている。

現状の西地区におけるエネルギー等の供給状況は、以下の通りである。

エネルギー種別	供給元	供給先					
		医学病院施設	医学系学系棟・学群棟	看護・医療学類棟	生命科学動物資源センター	平砂学生宿舎	追越学生宿舎
電力	医学中央機械室	○	○	○	○		
冷水	医学中央機械室	○	○	○	○		
蒸気	医学中央機械室	○	○	○	○	○	○
上水	医学中央機械室の近傍の受水槽	○	○	○	○		
雑用水（井水）	医学中央機械室の近傍の受水槽	○	○	○	○		○
ガス	都市ガス本管	○	○	○	○	○	○
医療ガス（ONAV）	医学中央機械室及び近傍の液化酸素装置	○					

(4) 施設整備の概要

施設整備の概要は、以下のとおりである。

なお､施設整備後のイメージについては､本資料の末尾にある補足資料１～２を参照すること。

1) 新棟の新設

ｱ 新Ｂ棟の新設

新Ｂ棟は地上 12 階、塔屋 1 階、地下 1 階の約 40,000 ㎡・約 600 床規模とする。ただし、4 階は 3 階手術部の上部の設備展開スペースに使用する。新Ｂ棟の建設地は、現状、車路、広場、池、グランド、植栽帯等であり、高低差は少なく、概ね平坦な地形となっている。

新Ｂ棟は高度な医療機能が集約する施設であるため、免震構造により大規模地震時にも機能維持を可能とする。また、屋上（11 階）には、ヘリコプターの離着陸が可能な飛行場外離着陸場を設け、救急部や手術部と直結するエレベータを設置する。

新Ｂ棟における主な整備項目は以下の通りである。

(ｱ) 高度な医療体制の整備

- 様々な高度手術に対応する高機能手術室の整備
- 手術部は増築可能な構造として将来的な拡張に対応
- 救急体制を強化し、画像診断部、手術部、ＩＣＵ等の集中治療病床、飛行場外離着陸場との連携動線を確保
- ＩＣＵ･ＨＣＵ等の集中治療病床を拡充し、救急及び手術件数の増加に対応

・ ＮＩＣＵ･ＧＣＵ･ＭＦＩＣＵ等の小児・周産期関連の集中治療病床を拡充し、高度小児周産期医療に対応
・ 無菌病室を拡充し、臓器移植や遺伝子治療などの先端医療実践の場を整備
・ 高度急性期医療に対応する急性期病棟の整備

(ｲ) 患者アメニティの向上

・ 一般病室は 4 床室及び 1 床室で構成
・ 4 床室はゆとりのあるベッド間隔を確保することによりプライバシーに配慮
・ 1 床室には重症個室を除きシャワー及びトイレを完備
・ 4 床室に近接して車椅子での使用も可能なトイレを設置し患者の早期回復を支援
・ 病室個室率を 25%以上確保し、高まる個室ニーズに対応
・ インフォームドコンセントを行うための充分な数の説明室や面談室を設置

(ｳ) 教育・研究機能の充実

・ 新筑波方式[1]の医学教育に対応するため、スタッフステーションの拡充やカンファレンスルーム等の教育関連諸室を確保

(ｴ) 医療安全と病院経営

・ 患者動線とスタッフ動線の交錯をなくし、医療事故等の未然の防止を徹底
・ 快適な職務環境を整え、医療提供者の快適性・安全性を確保

ｲ ホール・渡り廊下の新設

ホール・渡り廊下は、新設する新Ｂ棟と既存病院施設（Ａ棟及びＢ棟）との連絡路に加えて新たな附属病院のエントランスホールも兼ね備えた独立建物として新設する。さらに、受付カウンターや投薬及び薬剤部門も設置する。

ホール・渡り廊下は、地上 9 階、地下 1 階とする。

2) 既存棟の改修

ｱ 用途変更による改修

既存棟のうち、Ａ棟、新Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟は、狭隘な院内の教育研究スペースの充足や新たな診療機能の付加､患者アメニティの向上のために既存施設の機能の充足及び用途を変更することによる改修を行う。Ｂ棟は亜急性期病棟を中心に約 200 床の病床規模とする。

主な用途変更による改修の整備項目は以下の通りである。

・ 既存棟には亜急性期病棟、一般手術室等を配置し、残りのスペースは医学教育及びクリティカルパスリサーチ[2]（ＣＰＲ）等の教育・研究スペースに活用

[1]新筑波方式:①知識伝達型講義の大幅削減と問題基盤型テュートリアルの全面的導入 ②長期間にわたる本格的な参加型臨床実習 ③信頼される医療人として必要な知識・技能・態度を１年次から５年次まで継続して学習する医療概論 ④6 年次は自らの将来設計に役立つよう、国内・外、臨床・基礎、研究所や医療関連施設など自由な発想で学びの場を選択し学習する を 4 つの柱とする、まったく新しいコンセプトに基づくカリキュラムで、平成 16 年度より導入された。

[2] クリティカルパスリサーチ（ＣＰＲ）: 医薬品や医療機器・医療製品等の開発プロセスにおいて、標準的な手法・新しい評価方法を確立し、迅速化・効率化にむけた改善を図る研究。

・ 一般多床室の５床室を４床室に改修し、１ベッドあたり８㎡以上を確保
・ 狭隘（約７㎡）な個室病室の面積を拡大
・ 売店スペースの拡充や患者図書室の新設等による患者アメニティ施設の充実

ｲ 設備配管等の更新に伴う改修

用途変更による改修のほかに、Ａ棟、新Ａ棟、Ｂ棟は設備配管等が老朽化しているため、配管、ダクト及び機器類（一部更新終了機器を除く）の全面的な更新を行う。かかる部分は、下地・仕上を含む天井の撤去・復旧や照明・非常用放送設備等の更新も併せて行う。

ｳ 既存遡及による改修

新Ｂ棟及びホール・渡り廊下の新設は、建築基準法上の一体建築物であるＡ棟、新Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟及び陽子線照射研究棟の増築となるため、これらの建物には現行建築基準法及び関連法規の部分適用が生じる。そのため、これに対応する改修を行う。

ｴ 改修における留意点

Ａ棟及びＢ棟の地下１階の厨房は、本事業に先立って厨房機器や各種設備等を改修するため、本事業における施設整備の対象外とする。

3) 基幹整備

ｱ 医学中央機械室の設備機器等の更新及び増設

新棟の新設及び既存棟の改修に伴い、熱源容量、電気容量等の増加が見込まれるため、病院施設に電力、蒸気、冷水等を供給している医学中央機械室の非常用発電設備、熱源設備、医療ガス供給設備等の更新及び増設を行う。

ｲ 特高変電所の新設

新棟の新設にあたり、医学地区における電力需要が増大することから、抜本的な受変電設備の見直しが求められる。そのため、現状の筑波大学中地区中央機械室の既設特高受変電設備からの電力供給を取止め、医学中央機械室に医学地区全体の特高受変電設備を新設して電力会社から直接 66kV 本線/予備線受電を行う。特高変電所は医学中央機械室に隣接する１層の建築物として増築。また、特高変電所から地下共同溝へ接続するトレンチも新設する。

ｳ 共同溝の増設および共同構・サブセンター内の配管・配線等の更新及び増設

医学中央機械室から病院施設へエネルギー等を供給するルートとなっているサブセンター及び共同溝内の配管・配線等の更新及び増設を行う。特に新Ｂ棟に対する新たなエネルギー供給ルートを確保するため、共同溝の増設を行う。

4) 事業地の外構整備

新棟の新設に伴い、事業地における車路、歩道、広場、駐輪場、庇、排水設備、屋外消火栓設備、植栽等の外構整備を行う。その中でも車路は、新Ｂ棟への救急車及びサービス車輌用に南側市道に接続する新たなルートを整備する。広場や植栽は、患者をはじめとする病院利用者の憩い

の場に相応しい、緑豊かで潤いのあるものとする。なお、立体駐車場については大学において別途整備を予定している。

5) 改修期間中に病院施設から除外する施設について

Ｅ棟は、既存棟の改修工事に伴い、既存病院機能の一時的な移転先として一定期間は使用するが、その後、病院施設から除外し教育研究施設に転用する。そのため、転用時点で事業に供される公共施設から除外する。

6) 施設整備の手順

ア　新Ｂ棟及びホール・渡り廊下の整備に先立って、車路、歩道、広場、駐輪場、庇、屋外排水管及び屋外雨水管、屋外消火栓設備、植栽等の盛替に伴う外構整備を行う。

イ　新Ｂ棟及びホール・渡り廊下を整備し、これと平行して基幹整備を行う。また、Ａ棟およびＢ棟のうち、新Ｂ棟及びホール・渡り廊下と接続する部分の改修を併せて行う。

ウ　新Ｂ棟及びホール・渡り廊下への部門移転の間に、新Ｂ棟及びホール・渡り廊下の周囲の外構整備を行う。

エ　新Ｂ棟及びホール・渡り廊下へ各部門が移転した後に、既存棟の改修を行う。既存棟の改修は、病院を使用しながらの改修となるため、診療等への影響に配慮してローリングを行いながら進める。

(5) 事業範囲の概要

1) 事前調査業務及びその関連業務

実施設計業務及び工事業務に伴い必要な情報を得るため、各種の事前調査業務を選定事業者が実施する。

事前調査業務の対象は、病院施設、病院関連施設及び事業地とする。

事前調査業務の内容は以下の通りである。

- 事業地の測量
- その他実施設計業務や工事業務等を実施する上で必要な調査

なお、テレビ電波障害事前調査は大学側で行い、調査結果を入札説明書等において示す。

また、事業地は文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 93 条第 1 項の「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当していないが、埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて、茨城県教育委員会に対し照会を行っている。照会結果は入札説明書等において示す。

2) 実施設計業務及びその関連業務

ｱ 新棟（新Ｂ棟及びホール・渡り廊下）新設工事の実施設計業務

新棟（新Ｂ棟及びホール・渡り廊下）については、大学側で基本設計を行っているため、これを基にした実施設計業務を選定事業者が実施する。

新棟新設工事の実施設計業務の内容は以下の通りである。

- 建築工事（意匠・構造）
- 電気設備工事
- 給排水衛生設備工事

・　空調換気設備工事
・　昇降機設備工事（既存棟も含めた物品搬送設備工事を含む。）

ｲ　既存棟改修工事の実施設計の見直し業務

既存棟の改修については、部分改修に伴う設計上の様々なリスク回避の観点から、大学で実施設計を行うこととしている。一方で新棟における実施設計は選定事業者にて実施することとしている。そのため、新棟新設工事の実施設計の内容と既存棟改修工事の実施設計の内容を合致させて、両者の設計に法的な面も含めて齟齬のない総合的で一体的な設計内容とするための改修実施設計の見直し業務が発生する。かかる改修実施設計の見直し業務は選定事業者が実施する。

既存棟改修工事の実施設計の見直し業務の内容は以下の通りである。

・　建築工事（意匠・構造）
・　電気設備工事
・　給排水衛生設備工事
・　空調換気設備工事
・　昇降機設備工事

ｳ　基幹整備工事の実施設計

基幹整備については、大学側で基本設計を行っているため、これを基にした実施設計業務を選定事業者が実施する。

基幹整備工事の実施設計業務の内容は以下の通りである。

・　建築工事（意匠・構造）
・　電気設備工事
・　給排水衛生設備工事
・　空調換気設備工事

ｴ　外構工事の実施設計

外構整備については、大学側で基本設計を行っているため、これを基にした実施設計業務を選定事業者が実施する。

外構工事の実施設計業務の内容は以下の通りである。

・　土木工事

ｵ　実施設計の関連業務

実施設計の関連業務として選定事業者が実施する業務は以下の通りである。

・　実施設計及び実施設計の見直しに伴う各種許認可の取得及び申請業務
・　実施設計及び実施設計の見直しに伴う病院及び大学との調整業務
・　その他実施設計及び実施設計の見直しを行う上で必要となる業務

ｶ　実施設計に伴う各種許認可の取得及び申請業務の留意点

(ｱ)　一団地認定申請

医学地区の敷地内に、本事業とは別の事業において医療関連施設の誘致を予定しているが、大学とは別の事業者による当該施設の整備にあたっては、医療関連施設の敷地の分割が予想される。これに伴って、医療関連施設の敷地と医学地区の敷地を一体的に取り扱うための一団地認定申請（建築基準法第 86 条）が必要となる場合、その申請業務は選定事業者が実施する。

(ｲ)　飛行場外離着陸場の設置に伴う所轄行政庁との協議

航空法第 79 条ただし書きによる飛行場外離着陸場の設置にあたっては、航空法及び航空局設置基準について所轄の行政庁との協議が必要となる。かかる協議は選定事業者が実施する。

3)　工事業務及びその関連業務（医療機器、備品の一部設置を含む。）

ｱ　新棟の新設工事業務

新棟（新Ｂ棟及びホール・渡り廊下）の新設工事業務を選定事業者が実施する。

新棟新設工事の内容は以下の通りである、

- 実施設計図書に基づく新棟の新設工事
    - 建築工事（意匠・構造）
    - 電気設備工事
    - 給排水衛生設備工事
    - 空調換気設備工事
    - 昇降機設備工事

ｲ　既存棟の改修工事業務

既存棟の改修工事業務を選定事業者が実施する。

特に本事業における改修工事は、既存の病院機能を維持させながらのいわゆる「居ながら改修」となるため、工事中の騒音、振動や工事手順、工事時間、工事動線と患者動線との分離などの安全対策に十分留意した工事計画の立案・実行が求められる。

既存棟改修工事の内容は以下の通りである。

- 実施設計図書に基づく既存病院施設の改修工事（既存遡及工事、設備切り回し工事、ローリングに伴う各種工事、新Ｂ棟及びホール・渡り廊下との接続のための改修工事も含まれる。）
    - 建築工事（意匠・構造）
    - 電気設備工事
    - 給排水衛生設備工事
    - 空調換気設備工事
    - 昇降機設備工事

ｳ　基幹整備工事業務

基幹整備工事業務を選定事業者が実施する。

基幹整備工事の内容は以下の通りである。

・ 実施設計図書に基づく基幹整備工事
  ・ 建築工事（意匠・構造）
  ・ 電気設備工事
  ・ 給排水衛生設備工事
  ・ 空調換気設備工事

ｴ 外構工事業務

外構工事業務を選定事業者が実施する。

外構工事の内容は以下の通りである

・ 実施設計図書に基づく基幹整備工事
  ・ 土木工事

ｵ 工事関連業務

工事関連業務として選定事業者が実施する業務は以下の通りである。

・ 工事に伴う各種の申請及び検査の受検業務
・ 工事の実施に伴う病院及び大学との調整業務
・ その他工事を行う上で必要となる業務

特に改修工事に関連する各種の届出及び検査の受検業務を遅滞なく実施する。

ｶ 医療機器及び備品の設置業務

選定事業者にて調達を行う医療機器及び備品の設置業務は選定事業者が実施する。

上記以外の大学にて調達を行う医療機器及び備品の設置業務は、大学にて実施するが、選定事業者はその設置支援を行う。

4) 工事監理業務

工事監理業務を選定事業者が実施する。

工事監理業務の内容は以下の通りである。

・ 下記工事の工事監理
  ・ 新棟の新設工事
  ・ 既存棟の改修工事
  ・ 基幹整備工事
  ・ 外構工事
・ 工事監理の実施に伴う病院及び大学との調整業務
・ その他工事監理を行う上で必要となる業務

5) 周辺家屋影響調査・対策業務

工事に伴う周辺家屋への影響調査及びその対策業務を選定事業者が実施する。

6) 各種許認可手続等の申請補助業務

事業期間中に必要となる病院開設許可をはじめとする各種許認可手続等の申請は大学及び病院

にて実施するが、選定事業者はその申請において技術的協力及び資料作成を行う。

(6) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

施設整備業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
事前調査業務	テレビ電波障害事前調査	◎	
	その他の事前調査及び関連業務		◎
実施設計業務及びその関連業務	新棟新設工事の実施設計		◎
	既存棟改修工事の実施設計	◎	
	既存棟改修工事の実施設計の見直し		◎
	基幹整備工事の実施設計		◎
	外構工事の実施設計		◎
	実施設計関連業務		◎
工事業務及びその関連業務	新棟新設工事		◎
	既存棟改修工事		◎
	基幹整備工事		◎
	外構工事		◎
	選定事業者にて調達を行う医療機器及び備品の設置		◎
	上記以外の医療機器及び備品の設置	◎	○
	工事関連業務		◎
工事監理業務	新棟新設工事の工事監理		◎
	既存棟改修工事の工事監理		◎
	基幹整備工事の工事監理		◎
	外構工事の工事監理		◎
周辺家屋影響調査・対策業務	工事に伴う周辺家屋影響調査及び対策		◎
各種許認可手続等の申請補助業務	事業期間中に必要となる各種許認可等の申請	◎	○

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

5. 病院運営支援・施設維持管理の共通業務

病院運営支援業務及び施設維持管理業務に共通して実施する基本的な業務を、以下に示す。

共通業務区分表

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
選定事業者の業務総合管理	計画	マニュアル・業務計画の作成・管理・更新		◎
	報告	日報・月報・台帳など報告書の作成・提出		◎
	研修・訓練	研修・訓練計画の策定、報告		◎
		研修・訓練の実施		◎
		研修・訓練状況の報告		◎
	業務管理	勤務表の作成		◎
		業務分担・職員配置表の作成・提出		◎
	労働安全管理	産業医の選定		◎
		健康管理計画の作成		◎
		定期健康診断の実施		◎
		健康診断結果の保管		◎
		各種予防接種の実施		◎
		衛生管理		◎
		事故防止対策の策定		◎
	関係帳票の整理			◎
	セルフモニタリング実施・報告			◎
	モニタリング実施・報告		◎	○
	改善企画			◎
当該業務において選定事業者が使用する附属病院の施設・設備及び什器・備品の管理	日常管理・清潔保持			◎
渉外情報管理	医療監査への対応		◎	○
	病院が関係官公庁に提出する書類などの作成支援等			◎
	提出書類の保管管理			◎
	その他業者などへの対応			◎
情報提供	当該業務に関する情報収集			◎
	当該業務に関する情報提供			◎
委員会	院内の各種委員会の開催		◎	○
	院内の各種委員会への出席		◎	◎
院内研修・訓練	院内研修・訓練への参加		◎	◎
	病院職員・実習生などに対する院内教育研修		◎	○
危機管理計画立案支援	各部署における危機管理計画策定の支援			◎
	各部署における危機管理計画のとりまとめ			◎
	危機管理計画に関する病院職員との協働検討		○	◎
	危機管理計画の調整及び関連委員会への提出・報告		○	◎
	危機管理計画の承認		◎	
	危機管理計画の実行		◎	
	危機管理計画の実行支援			◎
医療安全管理	情報提供	当該業務に関する情報収集	◎	
		当該業務に関する情報提供	◎	○

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
	委員会	関連委員会の開催	◎	
		関連委員会への出席	◎	○
	研修	研修計画の策定	◎	
		研修の実施	◎	
		研修への参加	◎	◎
	事故対応	医療事故防止対策の策定	◎	
		改善策の策定	◎	○
		改善策の実施	◎	◎
	訴訟	医療に係る訴訟の遂行	◎	
感染管理	情報提供	当該業務に関する情報収集	◎	
		当該業務に関する情報提供	◎	○
	委員会	関連委員会の開催	◎	
		関連委員会への出席	◎	○
	研修	研修計画の策定	◎	
		研修の実施	◎	
		研修への参加	◎	◎
	事故対応	感染事故防止対策の策定	◎	
		改善策の策定	◎	○
		改善策の実施	◎	◎
	訴訟（訴訟と実務者同一）	医療に係る訴訟の遂行	◎	
施設等安全管理	情報提供	当該業務に関する情報収集	◎	
		当該業務に関する情報提供	◎	○
	委員会	関連委員会の開催	◎	
		関連委員会への出席	◎	○
	研修	研修計画の策定	◎	
		研修の実施	◎	
		研修への参加	◎	◎
	事故対応	事故防止対策の策定	◎	
		改善策の策定	◎	○
		改善策の実施	◎	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

6. 病院運営支援業務の基本的な考え方

(1) 開設準備・移行支援業務

1) 再開発における位置付け

再開発にあたり、附属病院では各部門の機能や運営の再編を行い、質の向上・業務の効率化等を図る計画としている（「参考資料２　運営基本計画＜各部門の基本的な考え方＞」参照）。また、病院運営に広く民間事業者を参画させることにより、医療資源の更なる活用につながるＢＰＲの提案・企画を期待している。

さらに、再開発では、病院を稼動させながらの新棟建設及び既存棟改修となることから、医療安全の確保及び療養環境の質の維持を図り、診療制限等による経営的影響を最小化することが重要である。特に新棟を円滑に開設させ、安全で合理的な既存棟ローリングに伴う移転業務を推進する。また、移転コストの低減を目的として、より効率的な移行計画とする方策を検討する。

2) 事業範囲の概要

ｱ　業務設計支援

再開発で機能･運営の改善を図るにあたり、プロセスの見直し・フローチャート化・マニュアル化・リハーサルを行うこと等をここでは、「業務設計」という。

附属病院の各診療部門の業務設計については、原則事業範囲外とし、附属病院が主体的に実施する。ただし、附属病院と選定事業者が同一エリアで協働する業務など、業務間のインターフェイスが生じる業務については、選定事業者の積極的な企画・助言・支援を求める。

ｲ　開設準備・移行支援

(ｱ)　移行計画実施支援

病院経営支援業務やその他関連業務と連携し､新棟建設及び既存棟改修が診療に与える影響を最少化するための移行計画について選定事業者の企画・助言・支援を求める。

また､移行実施計画の策定に際して必要な調査やスケジュール調整､リハーサル等については､大学と選定事業者が一体となって実施することで､可能な限り業務間の隙間を未然に防止する。

(ｲ)　物品等の移転業務

施設整備業務､調達業務と連動して物品等の移転業務を含めることで､業務の効率化及び移転コストの低減を図る。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。なお、業務区分の詳細については、要求水準書（案）において示す。

開設準備支援業務

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
移行関連組織の立ち上げ	移行に関する準備本部の設置	◎	○

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
	移行に関する準備本部の事務局業務	◎	◎
移行基本計画の策定	基本スケジュールの作成	◎	◎
	移転・移設対象医療機器・什器備品の調査	○	◎
	廃棄対象医療機器・什器備品の調査	○	◎
	診療制限計画の作成	◎	○
	移転・移設費用の調査		◎
移行実施計画の策定	詳細スケジュールの作成	◎	◎
	患者移送計画の作成	◎	◎
	移転・移設対象医療機器・什器備品の確定	◎	
	廃棄・移転対象医療機器・什器備品の確定	◎	
	医療機器・什器備品・情報移設計画の作成	◎	◎
	対象医療機器・什器備品廃棄・移転計画の作成	◎	◎
	医療機器・什器備品・情報移設の説明会開催	○	◎
	診療制限詳細計画の作成	◎	○
	移行費用の概算算出	○	◎
	移行実施マニュアルの作成		◎
	移行実施マニュアルの確認	◎	
業務設計支援	届出等手続きの支援		◎
	運用オリエンテーション計画と実施	○	◎
	運用リハーサル計画策定と実施	○	◎
	運用マニュアルの作成	◎	◎
	運用マニュアルの職員への周知・徹底	◎	◎
操作等トレーニングの支援	トレーニング計画の作成		◎
	オペレーションマニュアルの作成		◎
	端末操作トレーニング	○	◎
	医療機器など操作トレーニング	○	◎
	建物設備の操作トレーニング	○	◎
	接遇トレーニング		◎
開設時・改修時の移行作業実施	移行計画の周知徹底及び確認・調整	◎	◎
	診療制限の実施	◎	○
	患者移送	◎	◎
	医療機器・什器備品・情報の移送		◎
	医療機器・什器備品・情報の据付、検査		◎
	医療機器・什器備品・情報の検収	◎	○
	監督官公庁への提出書類作成、保管		◎
広報活動支援	広報計画の作成	○	◎
	広報活動費用の算出		◎
	病院紹介パンフレットの作成	○	◎
	病院紹介ビデオの作成	○	◎
	広報活動の実施	◎	◎
衛生管理支援	移設前の養生		◎
	移設後の後片づけ、清掃		◎
	衣服・作業者などの清潔保持状況などの確認		◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(2) 経営支援業務

1) 再開発における位置付け

附属病院では平成 16 年 4 月に、副病院長を室長とした経営戦略室を設置し、院内における経営戦略情報の収集・分析を行っている。また、経営改善方法を具体的に検討する事務担当部門として、経営戦略チームを組成した。

しかし現在、経営戦略チームは、情報収集やデータ加工等の基礎資料作成・分析にかかる負担が大きく、本来業務に傾注できないといった弊害が生じている。また、経営管理システムなども導入しているが、情報の経営データとしての活用にも改善の余地がある。

今後は、選定事業者の能力を活用し、こうした統計資料作成・分析等の業務の効率化、システムの見直しなどを図り、職員が戦略立案により傾注できる環境を整えていくとともに、経営管理にかかる人材育成にも力を入れていく。

2) 事業範囲の概要

選定事業者自らが病院運営、病院経営という視点に立ち、積極的に企画をし、経営基盤の安定化に資することを期待する。

特に選定事業者の経営管理手法などにかかる能力を期待し、院内外からの定期的な情報収集、データ加工・分析及びこれらに基づく経営戦略立案に必要な基礎資料作成を事業範囲とする。

また、基礎資料に基づいた経営戦略案の企画のほか、これを円滑に推進するための具体的な方策について助言を求める。院内においては物流・医事等における経営情報を活用するためのシステム開発・更新への提言、院外においては指標となる経営データの提供等を期待する。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。なお、業務区分の詳細については、要求水準書（案）において示す。

経営支援業務区分表

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
経営企画支援	経営実績の分析・評価	院内経営会議への出席	◎	◎
		経営状況に関する分析・評価	◎	◎
		診療科別実績に関する分析・評価	◎	◎
		院内諸活動に関する分析・評価	◎	◎
		分析・評価の報告		◎
	経営計画の策定	経営指標案の作成	○	◎
		経営指標の承認・策定	◎	
		経営計画の立案	◎	◎
		経営計画の策定	◎	
		経営計画の実行	◎	
		経営計画の実行支援		◎
	運営改善策の提言	運営改善項目の洗い出し	○	◎
		運営改善策の立案	○	◎
		運営改善策の承認・実行	◎	
		運営改善策の実行	◎	

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
		運営改善策の実行支援		◎
マーケティング活動支援業務	マーケティング調査の実施支援			◎
	院外及び院内プロモーション活動の支援			◎
	地域マーケティング活動の支援			◎
病院職員に対する教育・研修支援	教育・研修状況の調査・分析・評価		○	◎
	教育・研修に関する企画		○	◎
	教育・研修に関する企画の承認		◎	
	教育・研修の実施			◎
広報戦略支援	診療情報の患者・地域住民への広報戦略支援			◎
	ＰＦＩ事業情報の広報戦略支援			◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(3) 病棟クラーク･医療作業業務

1) 再開発における位置付け

再開発では、改善計画のひとつとして「高度な医療体制の整備」を掲げており、病院全体の“高度化”･“急性期化”が図られる。これにより、看護部門やコメディカル各部門においても、病床利用率・回転率の向上による業務量の増加が想定される。

したがって、附属病院では今後、業務の円滑な推進とサービスの維持向上を図るため、看護師の増員、看護部・コメディカル各部門の本来業務への傾注の 2 点を積極的に推進する。

看護師増員については、病棟及び日帰り手術センターを中心に大幅な増員を目指すほか、看護師の直接看護業務への傾注を促進するため､｢看護補助業務｣については規模を拡大していく。

看護部・コメディカル各部門の本来業務への傾注については、ＩＴを積極的に活用していくほか、ＳＰＤ部門の充実による業務負担軽減を図り、業務の効率化を目指す。また、継続的な業務の見直しを行い、これまで専門スタッフの負担となっていた周辺業務（以下、｢ノンコア業務」という。）について、｢病棟クラーク業務｣･｢医療作業業務」として可能な限り選定事業者を活用し、労働環境の向上を図るものとする。

2) 事業範囲の概要

ｱ 看護補助業務

患者に直接触れるような業務を主体とする看護補助業務については看護部がより直接的に管理する必要があることからＰＦＩ事業範囲外とし、別途必要な人的資源の確保を図る。

ｲ 病棟クラーク業務

病棟における事務作業補助、スタッフステーション等の環境整備、物品整理等を主としたノンコア業務については、選定事業者の積極的な改善提案・企画・支援を求めるため、可能な限りＰＦＩ事業範囲とする。なお、今後も引き続き現状の看護師・看護補助者の業務を見直しながら、選定事業者の活用可能性について検討を継続する。

ｳ 医療作業業務

コメディカル各部門における事務作業補助、関連諸室の環境整備、物品整理等を主としたノンコア業務については、選定事業者の積極的な改善提案・企画・支援を求めるため、可能な限りＰＦＩ事業範囲とする。

ただし、当該業務は現在委託していない業務もあり、費用面ではコストオンとなる可能性があることから、費用対効果が創出されうる事業内容・範囲の詳細について検討を継続する。

ｴ その他専門業務

業務委託が可能な医療系の専門職種である歯科技工士、視能訓練士、義肢装具は、個別技術であり､包括的業務委託としての効率性は期待できない等の理由によりＰＦＩの事業範囲外とする。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとす

る。

診療技術支援業務範囲

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
病棟クラーク業務（病棟、ＩＣＵ部門、救急部門）	検査・処置等に必要な伝票類の準備と結果報告書の整備	検査レポートの整理		◎
		伝票類の請求・補充		◎
	診療に必要な書類の整備・補充、記載	診療記録（カルテ等）の整理、管理		◎
		診療記録（カルテ等）の搬送		◎
		外泊・外出用紙の作成		◎
		他部門（病歴等）からの問い合わせ対応		◎
		コピー、シュレッダー業務		◎
		他病院等への書類郵送準備		◎
		バイタルサインの転記		◎
		食事量の転記		◎
	入院中に生じる事務業務	証明書の交付		◎
		外泊・外出に関する手続き		◎
		新生児出生時の手続き		◎
		病室変更に伴う手続き		◎
		診療グループ変更に伴う業務		◎
	入退院・転出入に関する世話	入院・退院手続き		◎
		転出入手続き		◎
		外出・外泊入力		◎
	受付業務	電話対応		◎
		患者対応（ナースコール対応含む）	◎	◎
		面会者、来棟者の対応	◎	◎
	給食の配膳・下膳業務	給食の配膳・下膳	○	◎
		食器洗浄		◎
		食器消毒・保管・管理		◎
	検査・処置等に必要な機械・器具等の準備と後片付け	検体容器の準備		◎
		物品洗浄	◎	
		検体・フィルム等搬送		◎
		廃液びん	◎	
		吸入道具	◎	
	検査・処置等に必要な機械・器具等の点検・整備		◎	
	診療材料等の補充・整理	衛生物品		◎
		薬品	検討中	検討中
		共用機器	◎	◎
		事務用品		◎
		包交車整備	◎	
外来作業補助業務	診療に必要な書類の整備・補充、記載	診療記録（カルテ等）の整理、管理	○	◎
		診療記録（カルテ等）の搬送		◎
	医療器材、器具類の準備・後片付け	洗浄・消毒、清掃・整理整頓等		◎
	中材物品の返納・受領・収納・補充等			◎
	関連諸室及び設備・			◎

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
	器具類の整備・清掃				
	その他				◎
手術部作業補助業務	洗浄室業務	手術器材洗浄業務			◎
		器械保守点検業務			◎
		物品管理業務			◎
	滅菌室業務	滅菌前準備業務	器械点検		◎
			単品作成		◎
			セット組（診療科目・術式別）		◎
		滅菌業務			◎
		業者借用器械の管理業務			◎
		管理業務			◎
		物品管理業務			◎
	手術室業務（週末）	薬品等請求			◎
		納入物の格納			◎
		定数確認・補充			◎
		その他			◎
	その他	書類整理			◎
		臨時業務（月1回程度、日常業務範囲内で実施）			◎
	その他物品管理業務	手術室、更衣室入口、手洗場周辺、各保温庫、薬品庫、物品庫、麻酔準備室等			◎
検査部作業補助業務	受付・案内	検体検査室、中央採血室、生理機能検査室等			◎
	検査実施			◎	
	その他				◎
放射線部作業補助業務	受付業務	一般撮影、造影検査受付、ＣＴ検査受付、ＭＲＩ検査受付、核医学検査受付			◎
	物品等の搬送及び整理				◎
	整理整頓業務	伝票整理、予約確認等含む			◎
	その他	次週分のＣＴ、ＭＲ、血管造影の予定表配付と予約患者への電話連絡			◎
看護補助業務		患者の生活環境にかかわる業務		◎	
		患者の日常生活にかかわる業務		◎	
		ベッドサイドでの治療・処置などの準備・後片付け		◎	
		患者移動の準備・後片付け		◎	

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

4) 留意事項

病棟における薬品の補充・整理業務については、病棟サテライトファーマシーにおける薬剤師業務の内容や今後の医療コアスタッフ（看護師・看護補助者・薬剤師等）採用の計画とあわせ、更に検討を行う。選定事業者の業務区分とするか否かについては、入札公告までに明らかにする。

(4) 物流管理関連業務

1) 再開発における位置付け

現在の物流センターにおける業務は、在庫管理・搬送等が中心となっており、病院経営に反映させるための情報収集等が十分に実施されておらず、効率的な物流運用・材料費削減の効果等に活かされていない。また、病棟クラーク業務や清掃業務等、関連する他業務との連携も十分ではない。

今後は、従来の「ＳＰＤ」の概念からもう一歩踏み出し、単なる物品の管理・搬送だけではなく、経営資源としての積極的な活用、治療・療養環境の一環としてのサービスの向上を目指す。

なお、院内スペースの効率的な利用の観点から、院外型のサービスを活用も視野に入れる。

2) 事業範囲の概要

院内物流に係る業務を包括的なＳＰＤシステムとしてＰＦＩの事業範囲とすることで、長期的な学習効果・包括委託による業務効率化の効果を期待する。また、ＳＰＤシステムで収集した情報を病院経営に反映させ、材料費削減効果等を高める等、効率的な物流システムの構築を求める。

なお、以下の図は便宜的に業務範囲を示すものであり、具体的な業務の組合わせについては選定事業者の積極的な創意工夫による提案・企画を期待する。

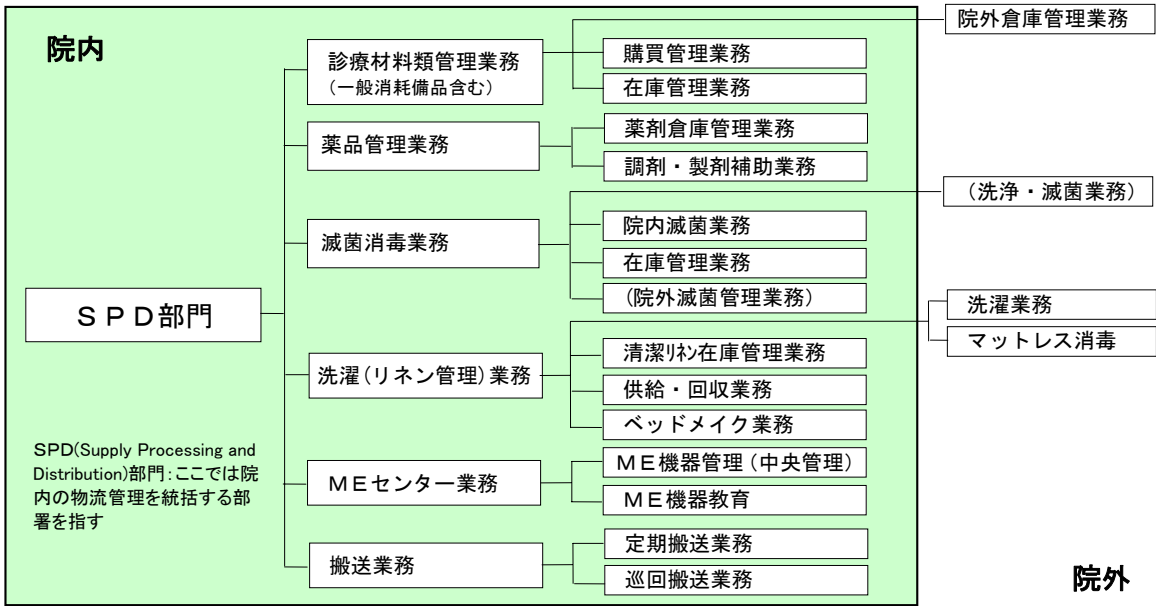

3) 想定業務区分

ア 診療材料類管理業務（一般消耗備品含む）

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

診療材料類管理業務区分表

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
購買管理	調達（寝具類）	購入品目・見積リストの作成		○	◎
		購入品目の選定		◎	
		調達			◎
		納入品の検査			◎
		納入品の検査結果の確認		◎	
在庫管理	納品検収業務	検収	検収代行		◎
			確認・承認	◎	
		納品督促		○	◎
		返品			◎
		確認・承認			◎
	出納管理	事務			◎
		確認・承認		◎	
	中央倉庫管理				◎
	部署別管理	定数管理対象	適正在庫数管理	○	◎
			残数確認、供給・補充		◎
		定数外対象物品	請求	◎	
			供給		◎
品質管理	中央倉庫在庫				◎
	部署別在庫				◎
ＳＰＤシステムの管理	構築・調達				◎
	運用管理				◎
マスタ管理	物品マスタ	作成・更新			◎
		承認		◎	
	院内採用品の登録				◎
	材料マスタ	作成・更新			◎
		承認		◎	
情報管理	使用量報告				◎
	経営指標統計作成				◎
	統計分析				◎
	医事請求漏れ調査・照会				◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

ｲ　薬品管理業務

(ｱ)　想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

薬品管理業務

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
薬品管理	購買管理	購入品目・見積リストの作成	○	◎
		購入品目の選定	◎	
		調達（調達代行を含む）	◎	
		納入品の検査	◎	

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
		出納管理	○	◎
	在庫管理	納品検収業務	○	◎
		中央倉庫在庫管理		◎
		部署別在庫管理（サテライトファーマシー含む）		◎
		毒薬・向精神薬・覚せい剤原料など在庫管理	◎	○
	品質管理	中央倉庫		◎
		部署別在庫（サテライトファーマシー含む）		◎
	充填			◎
	マスタ管理	医薬品マスタの作成・更新登録	○	◎
		医薬品インデックスの作成・更新登録	○	◎
		その他データベースのメンテナンス	○	◎
	各室で使用する医療材料・医療消耗品・一般消耗品の管理	在庫管理	○	◎
		品質管理		◎
		充填		◎
	記録業務	帳票類の入力・作成・保管管理	○	◎
	その他			◎
調剤	調剤	調剤	◎	○
		作業補助・準備業務等		◎
	予製	調剤準備支援（検査薬セット、半錠、軟膏小分け等）	○	◎
		監査	◎	
	搬送	至急薬等		◎
	その他			◎
注射薬調剤	注射薬調剤	調剤	◎	○
		作業補助・準備業務等		◎
	記録業務	帳票類の入力・作成・保管管理	○	◎
	その他			◎
製剤	調製	製剤の調製	◎	○
		作業補助・準備業務等		◎
	記録業務	製剤生産記録表の作成・データ処理	○	◎
		帳票類の入力・作成・保管管理	○	◎
	クリーンルームの物品管理・清掃			◎
	その他			◎
化学療法業務（入院・外来）	前日準備		◎	◎
	抗癌剤調製	混合調製業務	◎	
		その他		◎
	記録業務	服薬指導用説明書の作成	◎	
		帳票類の入力・作成・保管管理	○	◎
	その他			◎
薬剤管理指導		薬剤管理指導支援システムの入力・出力作業	○	◎
		ファイルの作成・整理・保管	○	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(ｲ)　留意事項

現時点の業務範囲は、法的に委託可能な業務を広範囲に亘り含めている。今後、事業範囲とすることの定性的効果について更に検討し、事業範囲を精査する。

ｳ　滅菌消毒業務

再生滅菌物の洗浄・滅菌の運用については施設利用や設備、人的配置の効率性等を踏まえ、選定事業者から提案を求めるものとし、院外滅菌施設の活用についても可能とする。

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

滅菌消毒業務区分表

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
中央材料室・手術部作業補助業務	洗浄室業務	手術器材洗浄業務			◎
		器械保守点検業務			◎
		物品管理業務			◎
	滅菌室業務	滅菌前準備業務	器械点検		◎
			単品作成		◎
			セット組（診療科目・術式別）		◎
		滅菌業務			◎
		借用器械の管理業務			◎
		管理業務			◎
		物品管理業務			◎
	手術室業務（週末）	薬品等請求			◎
		納入物の格納			◎
		定数確認・補充			◎
		その他			◎
	その他	書類整理			◎
		臨時業務（月1回程度、日常業務範囲内で実施）			◎
	その他物品管理業務	手術室、更衣室入口、手洗場周辺、各保温庫、薬品庫、物品庫、麻酔準備室等			◎
院内滅菌装置及び関連諸室等の管理					◎
院外滅菌物の処理・管理（定期・臨時・緊急）※院外滅菌施設を活用する場合					(◎)

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

ｴ　洗濯（リネン管理）業務

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

洗濯（リネン管理）業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
購買管理	調達（寝具）	購入品目・見積リストの作成	○	◎
		購入品目の選定	◎	
		調達		◎
		納入品の検査		◎
		納入品の検査結果の確認	◎	
リネン管理	搬送			◎

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
	院内リネン管理（リース対象品含む）	入院患者用寝具交換作業	空床・離床可能		◎
			離床不可能	◎	○
		洗濯済み衣類等の検収			◎
		その他			◎
	ベッド管理				◎
	補修				◎
	カーテン管理				◎
洗濯業務	院内洗濯	一次消毒	感染性リネン		◎
			放射性同位元素汚染リネン	◎	
		その他の院内洗濯			◎
	院外洗濯				◎
	マットレス洗浄消毒				◎
院内洗濯施設・設備・機器の管理					◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

オ　ＭＥセンター業務

(7)　想定業務区分

中央管理医療機器等について、一元的な中央管理を事業範囲とする。機器の適切な稼動を管理し、日常的な保守・点検及び部品交換等を行う他、故障・不具合の１次対応を行い、必要時にはメーカーへの修理依頼・契約事務に対応する。

また、医療機器の操作について院内教育を行い、機器の合理的運用と医療安全を確保できるようサポートすることを求める。

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

ＭＥセンター業務区分表

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
保守点検計画	中長期計画の作成			◎
	中長期計画の承認		◎	
保守点検実施計画	マニュアルの作成	生命維持管理装置	◎	
		その他		◎
	マニュアルの確認		◎	
	作業案内書の作成	生命維持管理装置	◎	
		その他		◎
	作業案内書の確認・受領		◎	
医療機器購入支援（調達対象外の医療機器）	購入計画策定	策定	◎	
		助言・支援		◎
	仕様書作成支援			◎
	市場調査			◎
	医療機器の設置		◎	○
	機器状態（修理・廃棄）の診断		○	◎
	機器状態（修理・廃棄）の承認		◎	
診療材料及び備消耗品購入支援（医療機器関連）	購入計画策定		◎	○
	市場調査、情報提供			◎

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
	品目案リストの作成			◎
	品目選定		◎	
	調達（調達関連業務）			◎
医療機器中央管理				◎
日常保守点検 故障・不具合時の１次対応	日常保守点検、１次対応	生命維持管理装置（高度医療機器）	◎	○
		その他機器		◎
	修理	評価支援		◎
		決定	◎	
	機器廃棄	評価支援	○	◎
		決定	◎	
		廃棄	○	◎
	機器カルテ（点検等履歴）	作成・管理		◎
		確認	◎	
中央管理機器等にかかる在庫管理	スペアパーツ（部品）、消耗品の在庫管理			◎
	購入	申請		◎
		決定・決済	◎	
定期メンテナンス（メーカー、修理業者等へ依頼する業務）	調達対象機器	メーカー保守		◎
		修理・修繕		◎
	調達対象外機器	メーカー保守	◎	○
		修理・修繕	◎	○
	修理等発注支援			◎
ＭＥセンター等、施設・設備の管理				◎
渉外情報管理	監督官公庁への提出物作成		○	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

（ｲ） 留意事項

別途、ＭＥセンター内で管理する医療機器の更新を事業範囲とすることも検討中である。可否については、入札条件の合理的設定が可能であるか検討し、要求水準書（案）において示す。

ｶ　院内搬送業務

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

院内搬送業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
定期搬送	定時供給	薬品、診療材料・備消耗品、リネン、再生滅菌物、ボンベ類、その他印刷物等		◎
	巡回搬送			◎
臨時搬送				◎
緊急搬送			○	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(5) 診療情報管理支援業務

1) 再開発における位置付け

近年、附属病院では臨床や教育・研究の各場面において、高度な診療録管理・統計作成の技術が求められるようになっており、診療情報管理業務の重要性は増している。医療の質向上に向けた活動を病院全体で本格的に推進するにあたり、病歴管理・診療情報管理室が医療のデータの収集・フィードバックといった場面で中心的な役割を果たすことになる。

一方、現状の診療情報管理士業務の中には、診療記録類の整理や搬送など必ずしも専門的な知識を必要としない業務も含まれ、これらのノンコア業務を委託することにより、病院の診療情報管理士業務の質の向上が期待できる。これらのことから、診療情報管理にかかる一部業務についてはＰＦＩ事業範囲とする。

2) 事業範囲の概要

病院の診療情報管理士業務の質の向上を図るため、診療情報管理にかかるノンコア業務をＰＦＩ事業範囲とする。また、医療事務との包括による、業務の効率化も期待する。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

医療情報管理支援業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
診療情報管理	外来病歴業務	出庫、回収、収納、データ管理、検索、部門との連携及び資料管理機器の運転管理含む		◎
	入院病歴業務	出庫、回収、収納、データ管理、検索、部門との連携及び資料管理機器の運転管理含む		◎
	病歴統計（診療情報管理士と協動）	疾病登録、がん登録等（地域連携センター内業務）	◎	○
		診療データベース構築・運営	◎	○
	カルテ保管業務（院外保管カルテを除く）	過去の診療記録を含む保管管理、貸出管理等（資料管理機器の運転管理含む）	○	◎
	フィルム保管業務	過去の診療記録を含む保管管理、貸出管理等（資料管理機器の運転管理含む）		◎
	旧検査記録の保管管理	過去の診療記録を含む保管管理、貸出管理等（資料管理機器の運転管理含む）		◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

※　病歴統計については、事業者が主体となって実業務を実施するが、法令にもとづく統計・調査・報告等本学の診療情報管理の基幹業務であるため診療情報管理士との協動で業務を行う。

※　カルテ保管業務については、事業者が主体となるが、当該業務のうち廃棄・整理に係る業務については本学職員（診療情報管理士等）との協動で業務を行う。

(6) 医療事務業務

1) 再開発における位置付け

従来の医療事務の業務委託は、入札による単年度発注であることから、業務の質向上に対する受託事業者のインセンティブが働きにくい点が問題である。附属病院も例外ではなく、中長期的な委託による学習改善効果が得にくい。また、窓口業務の接遇に対する患者からの不満の声も多いなど、改善の余地がある。

一方、附属病院の事務担当者は、数年で人事異動になることが多く、専門的な人材を育成する仕組みづくりが課題となっている。

したがって再開発計画においては今後、委託事業者に専門的な知識・技術とその継続的な提供を強く求める。また、専門事業者を活用するメリットを最大限に活かし、附属病院職員においても専門家を育成する仕組みを構築し、上記のような課題の解決とサービスの維持向上を目指す。

2) 事業範囲の概要

医療事務をＰＦＩ事業範囲とすることで、長期包括委託による継続的な学習効果、モニタリングによる継続的な改善効果を目指す。また、選定事業者が持つ専門的な知識・技術によって、附属病院職員の後継者育成へ貢献することを期待する。

外来業務については全面的に事業範囲とする。入院業務については、大学内で後継者を育成し、ノウハウを蓄積し続けていく必要があることから、附属病院職員と選定事業者との協働形態をとる。

更には、モニタリング体系にインセンティブの仕組みを組み込むことを積極的に検討し、経営的観点においても、選定事業者が自発的に取組みやすい事業のあり方を目指す。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

医療事務業務区分表

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
外来業務	受付	総合案内	総合案内	◎	
		総合受付	初診受付、再診受付、計算受付等		◎
		診療科受付	受診受付、案内、書類会計伝票の処理		◎
		診療施設等受付	検査等受付、案内、書類会計伝票の処理		◎
		電話予約センター業務	診療予約、予約枠管理、その他予約、院内放送		◎
		時間内救急受付	消防署要請を含む		◎
	料金計算	料金計算	オーダ確認、伝票入力		◎
			診療料金請求処理		◎
	収納業務	収納窓口業務			◎

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
		自動支払機管理（患者案内含む）			◎
		日々の収納金の整理業務（つり銭準備含む）			◎
		未集金整理業務	督促・催告	◎	○
			徴収	◎	
			その他		◎
	診療報酬請求	レセプト関連	レセプト作成・点検		◎
			レセプト総括表の作成		◎
			レセプトの確認・提出	◎	○
		診療報酬調定	関連資料の作成		◎
			確認	◎	
		その他	保留・返戻レセプトの処理・管理	○	◎
			査定減の対策・対応	◎	◎
			診療報酬算定内容指導	○	◎
	その他	調査資料作成	各種調査資料の作成		◎
		診療報酬改定	診療報酬改定に関する対応		◎
		医事システム関連	点数マスター管理等		◎
		その他			◎
入院業務	受付	入院受付		◎	◎
		退院受付	退院手続き等	◎	◎
		ベッドコントロール会議	会議出席	◎	◎
			予定入退院、病床移動の決定	◎	
			予定入退院、病床移動データの作成	◎	◎
			予定入院関係書類の作成・準備	◎	◎
	料金計算	料金計算	オーダ確認、伝票入力	◎	◎
			診断群分類の確認	◎	◎
			定期請求時、退院時の料金計算	◎	◎
			診療料金請求処理	◎	◎
	収納業務	収納窓口業務			◎
		自動支払機管理（患者案内含む）			◎
		日々の収納金の整理業務（つり銭準備含む）			◎
		未集金整理業務	督促・催告	◎	○
			徴収	◎	
			その他		◎
	診療報酬請求	レセプト関連	レセプト作成・点検	◎	◎
			レセプト総括表の作成	◎	◎
			レセプトの確認・提出	◎	○
		診療報酬調定	関連資料の作成		◎
			確認	◎	
		その他	手術部伝票類の確認（適正請求）		◎
			保留・返戻レセプトの処理・管理	◎	◎
			査定減の対策・対応	◎	◎
			診療報酬算定内容指導	◎	◎

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
	その他	調査資料作成	各種調査資料の作成	◎	◎
		診療報酬改定	診療報酬改定に関する対応	◎	◎
		医事システム関連	点数マスター管理等	◎	◎
		その他		◎	◎
時間外業務	受付	料金計算（入院分を除く）	時間外救急受付、入退院受付		◎
	料金計算		オーダ確認、伝票入力		◎
			診療料金請求処理		◎
	収納業務	収納窓口業務			◎
		自動支払機管理（患者案内含む）			◎
		日々の収納金の整理業務（つり銭準備含む）			◎
		未集金整理業務	督促・催告	◎	○
			徴収	◎	
			その他		◎
	その他	その他			◎
病棟事務	医事業務	書類、伝票等の整理、送付			◎
		入院費用請求書の交付			◎
		その他			◎
収納金運搬					◎
診療に関する証明書		受付から交付まで			◎
総合相談業務	医療福祉業務	医療福祉の契約に関すること		◎	
		その他の医療福祉に関すること			◎
	病診・病病連携事務	地域医療機関の医療提供体制の情報収集		◎	○
		地域医療機関からの連絡受付		○	◎
		地域別・医療機関別患者統計の作成		○	◎
	患者相談業務	患者苦情含む		◎	
委員会		診療報酬請求に関する委員会の開催		◎	○
		診療報酬請求に関する委員会への情報提供・提言		○	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(7) 病院情報システム運用管理

1) 再開発における位置付け

附属病院では、現在の病院情報システム[3]を全面的に見直しており、新システムは平成 20 年に購入し、更に平成 24 年にも更新する計画としていることから、病院システムの整備については事業範囲から除外した。

運用にあたっては、医療情報部の管轄の下、運転管理にかかる実業務は病院総務部職員が担当しているが、再開発に際して、専門性の発揮、継続的な業務提供を図るため、選定事業者の活用を検討する。

2) 事業範囲の概要

事業範囲は、病院情報システムの運用管理と併せて、情報ネットワークの維持管理、各種情報システムの運用開発サポート等、統括マネジメント業務と連携して、附属病院の情報化推進関係の業務を行うものとする。

配置人数は、ＳＥ1 名以上、ＣＥ2 名以上の配置を求める予定である。

なお、附属病院における情報化の企画立案等のため、附属病院職員を１名配置予定である。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

病院情報システム運用管理業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
病院情報システムの運用管理		システムの全体管理	○	◎
		システムの分析、評価、改善	○	◎
医療情報システムの運用管理	医療情報システムの運用管理	運用管理全般（オペレーション、稼働状況管理等）		◎
		システム機器の維持管理		◎
		システム利用者の登録・管理		◎
		システム利用者への研修・訓練	○	◎
		統計資料等作成		◎
		追加開発、テスト	◎	○
		日次、月次等の定期処理の実施		◎
		連絡調整（メーカー、利用者等）	○	◎
		その他		◎
	部門（サブ）システムの運用管理	運用管理全般（オペレーション、稼働状況管理等）		◎
		システム機器の維持管理		◎
		システム利用者の登録・管理		◎
		システム利用者への研修・訓練	○	◎
		統計資料等作成		◎
		追加開発、テスト	◎	○

[3]病院情報システムとは、附属病院が導入している医療情報システム（オーダリングシステム、部門システム等）及びこれに接続されている部門固有システムを指す。

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
	日次、月次等の定期処理の実施		◎
	連絡調整（メーカー、利用者等）	○	◎
	その他		◎
部門固有システムの接続管理	システム接続状況の管理		◎
	システムの新規接続、変更等のサポート		◎
	連絡調整（メーカー、利用者等）	○	◎
	その他		◎
情報ネットワークの維持管理	ネットワークシステムの稼働管理		◎
	ネットワーク機器の維持管理		◎
	連絡調整（メーカー、利用者等）	○	◎
	その他		◎
各種情報システムの運用開発サポート	システム運用開発サポート		◎
	連絡調整（メーカー、利用者等）	○	◎
	その他		◎
その他	医療情報に関係する会議	◎	◎
	院内情報化推進に関すること	◎	◎
	院外情報システム関係の連絡調整	○	◎
	関係部門との連絡調整	○	◎
	その他		◎
事業者システムの運用・保守管理	運用・保守管理		◎
	更新、追加開発、テスト		◎
	病院情報システムとの接続　運用・保守管理		◎
	病院情報システムとの接続　更新、追加開発等		◎
	事業者システム　仕様の開示		◎
	その他		◎
インフラ維持管理	システムインフラの維持管理		◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(8) 一般管理支援業務

1) 再開発における位置付け

附属病院の事務担当者は、数年で人事異動になることが多く、専門的な人材を育成する仕組みづくりが課題となっている。また、各種調査やデータ入力等のルーティンワークに多くの時間が割かれており、附属病院職員が本来業務に傾注できないといった弊害がある。

再開発にあたり、業務の「集中と選択」を図り、周辺業務については委託職員に業務をシフトし、大学職員はマネジメント業務へ傾注できる環境を整える。

2) 事業範囲の概要

庶務事務・家族宿泊施設管理事務の補助業務を事業範囲とする。また、患者搬送車の運転業務を事業範囲とする。

3) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

一般管理支援業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
庶務事務補助	企画広報支援	中期目標・中期計画・年度計画	◎	○
		諸規程の制定及び改廃	◎	○
		附属病院の広報	◎	○
		地域医療等に係る渉外	◎	○
		公文書・診療等の情報開示		◎
		ホームページの運営・企画	◎	○
		その他渉外	◎	○
	病院管理支援	附属病院の事務に関する総括・連絡調整	◎	○
		病院会議、病院連絡会議その他諸会議の資料作成	◎	○
		病院長、副病院長及び病院総務部長の秘書業務		◎
		職員の出張管理（出張命令簿の作成・管理の対応）	◎	○
		附属病院内の拾得物、遺失物への対応		◎
		その他附属病院の庶務一般 代表電話の対応		◎
		その他附属病院の庶務一般 郵便物の発送・配布		◎
	調査・評価支援	ＩＳＯ推進室企画会議、監査、医療法関連、免許更新等	◎	○
	人事・共済支援	役職者による発令	◎	○
		職員の定員・現員の管理	◎	○
		職員配置	◎	○
		昇給、昇格者の推薦	◎	
		勤勉手当の成績優秀者の推薦	◎	
		職員の各種手当ての認定	◎	○
		看護職員採用活動、採用面接	◎	○
		規則等の作成、改正	◎	○
		人事・共済に係る各種調査	◎	○
		その他		◎

業務区分		業務内容		業務主体	
				大学	事業者
	労務支援	職員の服務（倫理、セクハラ）		◎	○
		職員の各種表彰、職務評価、懲戒		◎	○
		過半数代表者の選出		◎	○
		就業規則の改正		◎	○
		組合交渉		◎	○
		その他			◎
	教育支援事務支援	連絡調整	総合臨床教育センター	◎	○
		運営管理等	国立大学病院医師臨床研修協議会	◎	○
			茨城県臨床研修連絡協議会	◎	○
			総合臨床教育センター運営会議	◎	○
			レジデント研修委員会	◎	○
			卒後臨床研修連絡会議	◎	○
			レジデント診療協議会	◎	○
			臨床研修協力病院等連絡協議会	◎	○
			レジデント横の会	◎	○
		調査・報告（照会対応等）			
		オリエンテーションの運営管理			◎
		卒後教育に関する事務		○	◎
		卒前教育に関する事務			◎
		院生、登録医等の受入事務		○	◎
		その他			◎
家族宿泊施設管理事務補助	家族宿泊施設管理	定期清掃	共有スペース		◎
			入退居に伴う室内清掃		◎
		リネン管理			◎
	事務処理	相談・申込み受付		◎	
		入退居スケジュール管理		◎	
		利用料金の管理		◎	
		その他			◎
患者搬送業務	患者搬送車などの整備	患者搬送車の確保・整備		◎	
		積載資器材の整備		◎	
		患者搬送車・積載資器材などの確認		◎	○
		患者搬送車及び積載資器材の消毒		◎	
		患者搬送車の日常的な保守・清潔保持			◎
		酸素ボンベの残量確認・補充			◎
		酸素ボンベ、ストレッチャーの積込み、積降ろし			◎
	病院・診療所・助産所相互間の患者などの搬送	運転・患者搬送			◎
		主治医（担当医）との連携		◎	○
		その他医療スタッフとの連携		◎	○
		消防機関との連携		◎	○
		作業記録の作成			◎
		作業記録の確認		◎	

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

7. 施設維持管理業務における基本的な考え方

(1) 清掃業務

1) 事業範囲の概要（新棟・既存棟共通）

選定事業者が実施する清掃業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 廃棄物の回収・処理
- 日常清掃、定期清掃、特別清掃
- 環境整備
- 患者共同利用の什器管理等
- 清掃用具の管理

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

清掃業務区分表

業務区分	業務内容		業務主体	
			大学	事業者
廃棄物の回収・処理	一般・産業廃棄物の院内回収			◎
	感染性廃棄物の院内回収			◎
	回収済み一般・産業廃棄物の内容確認・分別			◎
	一般・産業廃棄物の一時保管・院内処理			◎
	廃棄物の収集、運搬、処理（プラズマ溶融設備にて院内処理するものを除く）		◎	
	廃棄物の資源化	廃棄物収集時の立会い	◎	○
		上記以外（空き缶・空瓶の整理、紙類の整理、廃プラの整理、作業場所等の清潔保持）		◎
日常清掃	日常清掃（血液・体液で汚染された環境表面の除菌洗浄等の消毒を含む）			◎
定期清掃	定期清掃（洗浄、ワックス塗布など）			◎
特別清掃	特別清掃（日常清掃できない箇所、建物外部の清掃（外壁・ガラスなど）、各種配水管清掃、ＩＣＵエリア環境クリーニング）			◎
環境整備	手術室・クリーンルーム・その他諸室消毒清掃（ＭＲＳＡ対策等を含む）			◎
患者共同利用の什器管理等	ロッカー、冷蔵庫、床頭台		○	◎
清掃用具の管理	清掃用具・機器の管理			◎
	清掃用具・機器の保守		○	◎
	清掃用具・機器の清潔保持			◎
	ＭＤボックスの準備・補充		◎	
	洗浄剤・消毒剤の管理（保管管理、購入）			◎
その他業務	駐車場（立体駐車場を除く）、構内道路、側溝、駐輪場、車庫、屋上、排水施設、門・井障、舗装、工作物等の清掃			◎
	玄関マット等の整備・管理			◎
	清潔保持のために必要な業務			◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

※　立体駐車場の整備・清掃・維持管理については別事業者が実施する。また、駐車場の運営についても別事

業者が実施する。

3) 留意事項

- 駐車場のうち、立体駐車場は別事業者が運営管理者となるため、当該事業者が行うこととし、選定事業者の清掃業務範囲は、立体駐車場を除く平面駐車場、構内道路、側溝、駐輪場等とする。
- トイレットペーパーや石鹸等の消耗品購入については、業務範囲とする。
- 感染性廃棄物の処理については、プラズマ溶融設備の敷地内整備を検討中である。詳細は、要求水準書（案）において示す。

(2) 植栽維持管理業務

1) 事業範囲の概要

選定事業者が実施する植栽維持管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 植栽の点検
- 植栽の手入れ
- 植栽の処理等

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

植栽維持管理業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
植栽の点検	植物の形状、生育状況及び支柱の点検		◎
植栽の手入れ	病虫害防除、剪定・整枝・苅込み、施肥、養生、かん水、除草		◎
植栽の処理等	剪定・整枝・苅込み等に伴う廃棄物の回収・処分、高木類の倒木処理		◎

凡例　◎：当該業務の主担当

3) 留意事項

- 植栽維持管理エリアについては要求水準書（案）において示す。

(3) 建築物保守管理業務

1) 事業範囲の概要

ｱ 新棟

選定事業者が実施する建築物（建築設備及び外構を除く。）保守管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 建物の点検
- 建物の保守
- 建物の修繕
- 建物の更新
- 大規模修繕
- 工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、点検・保守関連の記録、取扱説明書、保証書などの保管・管理

ｲ 既存棟

選定事業者が実施する建築物（建築設備及び外構を除く。）保守管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 建築物の点検
- 建築物の保守
- 工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、点検・保守関連の記録、取扱説明書、保証書などの保管・管理

※ 大規模修繕については、新棟のみを選定事業者の業務範囲の対象とし、既存棟は対象外とする。

※ 既存棟については、点検・保守業務を業務範囲とし、修繕・更新業務は大学自らが実施する。ただし、入札時点においては事業期間中に想定される「修繕・更新業務計画表」を提出し、併せて修繕・更新業務に関するライフサイクル・コスト削減の提案を行うものとする。大学は選定事業者が実施する「修繕・更新業務計画表」作成に必要な資料を開示し、調査等に協力する。

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

建築物保守管理業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
建物の点検	新棟の点検		◎
	既存棟の点検		◎
建物の保守	新棟の保守		◎
	既存棟の保守		◎
建物の修繕	新棟の修繕		◎
	既存棟の修繕	◎	
	既存棟の修繕に関する応急処置対応	○	◎

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
建物の更新	新棟の更新		◎
	既存棟の更新	◎	
大規模修繕	新棟における大規模修繕		◎
その他	関連法規により定められた法定点検		◎
	建物に関するクレーム受付・対応	○	◎
	既存棟の修繕・更新に関する発注支援	○	◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

3) 留意事項

- 点検・保守・修繕・更新の定義については、本資料の末尾に記載。
- 新棟における業務範囲は、点検・保守・修繕・更新・大規模修繕であり、かかる一切の費用は選定事業者の負担とする。
- 既存棟における業務範囲は、点検・保守であり、かかる一切の費用は選定事業者の負担とする。なお、修繕・更新については業務範囲外とするが、必要な修繕の応急処置や、大学側の発注支援を実施する。

(4) 建築設備保守管理業務

1) 事業範囲の概要

ｱ 新棟

選定事業者が実施する建築設備保守管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 設備の点検
- 設備の保守
- 設備の修繕
- 設備の更新
- 大規模修繕
- 設備機器の運転監視等
- 建築設備保守管理業務に付随する清掃
- 工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、点検・保守関連の記録、取扱説明書、保証書などの保管・管理

ｲ 既存棟

選定事業者が実施する設備保守管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 設備の点検
- 設備の保守
- 設備機器の運転監視等
- 建築設備保守管理業務に付随する清掃
- 工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、点検・保守関連の記録、取扱説明書、保証書などの保管・管理

※ 大規模修繕については、新棟のみを選定事業者の業務範囲の対象とし、既存棟は対象外とする。

※ 既存棟については、点検・保守業務を業務範囲とし、修繕・更新業務は大学自らが実施する。ただし、入札時点においては事業期間中に想定される「修繕・更新業務計画表」を提出し、併せて修繕・更新業務に関するライフサイクル・コスト削減の提案を行うものとする。大学は選定事業者が実施する「修繕・更新業務計画表」作成に必要な資料を開示し、調査等に協力する。

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

建築設備保守管理業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
設備の点検	新棟の点検		◎

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
	既存棟の点検		◎
	新棟及び既存棟の点検・保守に必要な測定業務（冷却水の水質測定等）		◎
設備の保守	新棟の保守		◎
	既存棟の保守		◎
設備の修繕	新棟の修繕		◎
	既存棟の修繕	◎	
	既存棟の修繕に関する応急処置対応	○	◎
設備の更新	新棟の更新		◎
	既存棟の更新	◎	
大規模修繕	新棟における大規模修繕		◎
設備機器の運転監視等	設備機器の起動、停止、運転管理、運転状況の監視		◎
	測定・記録、設備機器の制御、設定値調整等		◎
設備保守管理に付随する清掃	受水槽、汚水槽、フィルター、排水管等の清掃		◎
	電気室・発電機室、ボイラー室・機械室及び設備関係諸室の清掃		◎
その他	関連法規により定められた法定点検		◎
	設備に関するクレーム受付・対応	◎	◎
	全学停電の立会い、院内停電作業	○	◎
	院内通信機器（院内ＰＨＳ等）の貸出・管理	○	◎
	院内電話番号管理	○	◎
	既存棟の修繕・更新における発注支援	○	◎
	ファシリティマネジメントシステムの構築・運用管理		◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

※　設備には無菌病室バイオクリーン装置、バイオ排水滅菌装置、ナースコール設備、オートエアーシューター設備、ボックストレベーター設備、無菌病室手洗器等の病院施設特有の設備も含む。

3)　留意事項

- 点検・保守・修繕・更新の定義については、本資料の末尾に記載。
- 新棟における業務範囲は、点検・保守・修繕・更新であり、かかる一切の費用は選定事業者の負担とする。
- 既存棟における業務範囲は、点検・保守であり、かかる一切の費用は選定事業者の負担とする。なお、修繕・更新については業務範囲外とするが、必要な修繕の応急処置や、大学側の発注支援を実施する。

(5) 医療用ガス供給設備保守点検業務

1) 事業範囲の概要

選定事業者が実施する医療用ガス供給設備保守点検業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 医療用ガス供給設備の保守
- 医療用ガス供給設備の点検
- 教育

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

医療用ガス供給設備保守点検業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
医療用ガス供給設備の保守	アウトレット		◎
	ホースアッセンブリー		◎
	遠隔地警報盤		◎
	供給源装置		◎
	供給源機器（吸引ポンプ、空気圧縮機）等		◎
	その他関連機器・器具		◎
医療用ガス供給設備の点検	アウトレット		◎
	ホースアッセンブリー		◎
	遠隔地警報盤		◎
	供給源装置		◎
	供給源機器（吸引ポンプ、空気圧縮機）等		◎
	その他関連機器・器具		◎
教育	保安教育		◎
その他	上記以外に保守・点検が生じた場合の対応		◎

凡例　◎：当該業務の主担当

(6) 外構保守管理業務

1) 事業範囲の概要

選定事業者が実施する外構保守管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 外構の点検
- 外構の保守
- 外構の修繕
- 外構の更新
- 工事完成図書、関係機関への届出・申請などの図書、点検・保守関連の記録、取扱説明書、保証書等の保管・管理

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

外構保守管理業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
外構の点検	排水施設、門・井障、舗装、工作物等の点検		◎
外構の保守	排水施設、門・井障、舗装、工作物等の保守		◎
外構の修繕	排水施設、門・井障、舗装、工作物等の修繕		◎
外構の更新	排水施設、門・井障、舗装、工作物等の更新		◎

凡例　◎：当該業務の主担当

(7) 環境衛生管理業務

1) 事業範囲の概要

選定事業者が実施する環境衛生管理業務の内容は、以下の業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

ｱ 環境測定

- 水質測定
- Ｘ線測定
- ＥＯＧ作業環境測定
- 特定作業環境測定
- 清浄度測定
- 一般環境測定

ｲ ねずみ等の防除

- ねずみ等の防除等

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務･作業について､以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

環境衛生管理業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
水質測定	井水（上水系、雑用水系）[4]及び排水の水質測定		◎
	附属病院実験系排水分析（実験系ＰＨ水槽）		◎
Ｘ線測定	Ｘ線使用室（Ｘ線撮影室、ＣＴ室等）の漏洩線量測定		◎
	個人被ばく線量測定（フィルムバッジ）		◎
放射性物質測定	空気中放射性物質濃度測定（核医学検査室等）		◎
ＥＯＧ作業環境測定	ガス滅菌器使用室（手術室、材料室等）のＥＯＧ[5]の環境濃度の測定		◎
特定作業環境測定	有機溶剤を使用する諸室（検査部・病理部等）の環境濃度測定		◎
清浄度測定	手術室・クリーンルーム等における清浄度測定（風速風量、差圧、浮遊微粒子、吸引量等）		◎
一般環境測定	事務室・執務室の環境測定		◎
ねずみ等の防除等	ねずみ等[6]の防除及び衛生管理、その他害虫発生時の対応		◎

凡例　◎：当該業務の主担当

[4] 井水は、上水系は飲料水としての、雑用水系は雑用水としての各水質基準に基づいて測定する。
[5] EOG(Ethylene Oxide Gas:エチレンオキサイドガス)
[6] ねずみ等とは、ねずみ、ゴキブリ等の昆虫、その他の人の健康を損なう恐れのある動物をいう。

(8) 保安警備業務

1) 事業範囲の概要

選定事業者が実施する保安警備業務の内容は、以下の（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

- 中央監視
- 警備
- 警護
- 出入管理
- 窓口業務
- 鍵管理
- 門管理
- 構内整理
- 緊急車両の誘導
- 緊急時の対応

2) 想定業務区分

当該業務に係る業務・作業について、以下のとおり大学と選定事業者とで区分するものとする。

保安警備業務区分表

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
中央監視	中央監視センターにおける監視（防災設備等を含む）		◎
	問題発生時の対応		◎
警備	定位置警備		◎
	巡回警備（院内における職員、患者、外来者警備）（屋内、病院敷地内）		◎
	暴力・迷惑行為対策（職員や患者・家族等への暴力や迷惑行為に対する一次対応）		◎
	機械警備		◎
	金庫の防犯ベル取扱い		
警護	看護師の夜間交代時における警護		◎
出入管理	患者面会者の出入管理		◎
	その他来院者の出入管理		◎
	搬入業者等の対応		◎
窓口業務	郵便物、小荷物、新聞の受領、連絡及び配布、拾得物・遺失物の受付		◎
鍵管理	鍵管理		◎
	施錠管理		◎
	霊安室の施錠及び開錠（霊安室から連絡があった場合に対応）		◎
門管理	門の開門、閉門、解鍵、施錠		◎
構内整理	玄関前、緊急車両停車場の整理・誘導		◎
	駐車場以外に停車している車両の案内・整理		◎
緊急車両の誘導	救急車等の緊急車両の誘導		◎
緊急時の対応	緊急事態発生時の初期対応、関係先への通報		◎
	不審者や不退去者の発見と対応		◎

業務区分	業務内容	業務主体	
		大学	事業者
	関係先への通報		◎
	病院職員への安全教育の実施、病院が行う防災訓練への参加等	◎	○
その他	臨時宿直室管理		◎
	火気使用場所の点検、窓やシャッター等の開閉、消灯確認、空調機等稼動確認等		◎

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

(9) エネルギーマネジメント業務

1) 基本的な考え方

附属病院は、診療環境の確保のために 24 時間 365 日稼動し、大量のエネルギーを使用する施設であるが、地球環境保全の観点から、診療環境の確保を前提に、省エネルギーを推進してゆく必要がある。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）では、年平均１％以上の省エネルギー目標が定められており、この目標を達成するためには、高効率のエネルギー機器等のハード面の対策のみならず、設備全体運用の最適化等のソフト面の対策が重要である。

本事業においては、省エネルギーを考慮した新棟の基本設計、既存棟改修工事の実施設計（附属病院にエネルギーを供給している医学中央機械室の設備機器等の更新及び増設等を含む。）を大学で行うこととしているが、さらに応募者から省エネルギーに関する提案を求めることを想定している。

また、ソフト面においては附属病院におけるエネルギー使用の特徴を捉え、エネルギー使用量の低減を確実に行うため、応募者から効率的な運用面等、エネルギー使用量の削減に資する提案を求めることを想定している。

2) 事業範囲の概要

効率的なエネルギー使用については、施設等のハード面の整備と、設備運用面を総合的にマネジメントすることが望ましいが、本事業において整備する施設のうち、附属病院にエネルギーを供給している医学中央機械室等の運転管理は、従来どおり大学で実施することを想定している。

従って、本事業では、新たに整備する新棟及び既存棟における省エネルギー提案及び、新棟及び既存棟の運用面からの省エネルギー提案を求める。

運用面からの省エネルギー提案については、病棟、外来部門、中央診療部門、供給部門、管理部門等の各部門によりエネルギー消費量が異なることから、各部門における特性を考慮した省エネルギーに資する運用面の提案を求めることを想定している。

3) 想定事業範囲

選定事業者が行うエネルギーマネジメント業務の内容は以下のとおりである。

- エネルギー管理計画書の作成
- 設備運転管理方針の作成
- エネルギーマネジメントの実施
- 事業期間における省エネルギー効果の計測・検証計画の作成
- インセンティブベースライン案の作成

4) 提案から業務開始までの流れ

- 応募者は、要求水準書や、別途大学が提示する資料をベースに、附属病院のエネルギー使用量削減に資する提案を行う。（施設整備等のハード面、効率運用等のソフト面）
- 選定事業者は、新棟及び既存棟の運営開始から一定期間エネルギー計測を行う。なお、エネルギー計測については、附属病院の特性を踏まえながら計測を行う。

- 選定事業者は、エネルギー計測結果を基に大学と協議の上、提案内容の修正を行い、エネルギー使用量の削減を含めたエネルギー管理計画書、運転管理方針を作成する。
- 大学及び選定事業者は、附属病院で使用するエネルギーのベースラインを決定する。
- 選定事業者は、エネルギー管理計画書、運転管理方針に従いエネルギー計測を行う。
- 大学は、選定事業者の測定結果を基に、エネルギー量削減における評価を行う。
- 大学が実施した評価の結果、選定事業者によるエネルギー量の削減効果が確認された場合には、それぞれの努力に見合った費用を大学と選定事業者でシェアすることを想定している。(光熱水費の支払いは大学が行い、エネルギーマネジメントにより設定したベースラインを下回った場合の費用について大学と選定事業者でシェアすることを想定。)

8. 調達業務における基本的な考え方

(1) 再開発における位置付け

調達業務をＰＦＩ事業範囲に含めることにより、選定事業者の購買・管理ノウハウや一括大量発注による規模の経済により、同一の商品をより低廉な価格で購入することを期待する。また、ＳＰＤ業務との一体的な運用による業務の効率化を図る。

その他調達方法や購買価格の分析・助言等に選定事業者のノウハウを期待する。また、契約事務等の支援業務をＰＦＩ事業範囲とすることで事務職員の業務負担軽減を図る。

(2) 事業範囲の概要

1) 医療機器

施設との一体的整備が効率的である機器、その他選定事業者の調達によるコストメリットが見込みやすい機器を対象として、初期調達のみＰＦＩ事業範囲に含め、一括発注や民民契約による医療機器の本体購入価格の低減を期待する。

なお、選定事業者の調達対象とならない機器については、助言、発注手続等の調達支援を事業範囲とする。

2) 診療材料、医療消耗備品、一般消耗備品

一部の特殊材料等を除き、事業範囲とする。ＳＰＤ業務との一体的運用を求め、「一社一括調達」による在庫負担の軽減を図る。

選定事業者が院内等に倉庫を保有または賃借し、調達から在庫管理、定数配置等の供給まで一切を請け負う形態とする。また、病院の在庫負担を最小限に抑える運用形態について、選定事業者の創意工夫を求める。

3) 医薬品

公定価格の存在や薬事法上の制約、国立大学附属病院の特徴などを踏まえ、調達についてはＰＦＩの包括効果が長期契約のリスク対応コストを下回る可能性が高いことから事業範囲外とする。ただし、その調達方法等に対する支援業務を事業範囲とし、データ分析・助言等を求める。

(3) 想定業務区分

1) 医療機器

ｱ 調達対象品の考え方

選定事業者が調達する医療機器は、新棟開設時・既存棟改修時に新規調達する医療機器のうち、次の事項に該当するものとする。なお、ここで述べる調達とは、機器選定リスト作成から仕様作成、発注、契約、設置・据付、稼動確認までを指す。具体的な医療機器は同等品を特定し、調達品の要求水準としてリストを公表する。

- 施設との一体的整備が効率的である医療機器
- 大学による直接調達よりも選定事業者によるコストメリットが見込みやすい機器

ｲ 事業範囲

選定事業者の事業範囲は、以下のとおりである。なお、選定事業者の調達対象とならない機

器については、助言、発注手続等の調達支援を事業範囲とする。

医療機器調達業務区分表

業務区分		業務内容	業務主体	
			大学	事業者
調達対象	新規調達機器	購入品目・見積リストの作成	○	◎
		購入品目の選定	◎	
		調達		◎
		納入品の検査		◎
		納入品の検査結果の確認	◎	
		設置・据付等に係る業務	○	◎
	定期メンテナンス	【ＭＥセンター業務】と重複		
	在庫管理			
	品質管理			
	マスタ管理			
	情報管理			
調達対象外	医療機器購入支援	【ＭＥセンター業務】と重複		
	定期メンテナンス			
	在庫管理			
	品質管理			
	マスタ管理			
	情報管理			

◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

※「新規調達機器」とは、新棟開設時・既存等改修時に新規調達する医療機器を指す。

ｳ　留意事項

医療機器のライフサイクル・コストの経済性を追求するため、メンテナンス費用を含めた調達のあり方について引き続き検討する。

2)　診療材料、医療消耗備品、一般消耗備品

ｱ　調達対象品の考え方

選定事業者が調達する対象物品は、原則として、①特定の研究にしか使用されない、市場に出回っていないなど特殊性の高い研究目的の物品、②院内実習以外で使用する教育目的の物品を除くすべての物品とする。具体的な対象品目については、同等品を特定し、調達品の要求水準としてリストを公表する。

診療材料類（診療材料、医療消耗品、一般消耗品）		
	特定保険医療材料	ドライアイス
	一般医療材料	機器用消耗品
	衛生材料	検査用消耗器具
	Ｘ線フィルム	事務用品･診療用紙類･定期刊行物
	フィルム	治療用消耗品
薬品（※１）		
	感光薬品	消毒薬
	治療用ガス（ボンベ類）	
リネン類・在宅療法用レンタル機器		

再生滅菌物		
	手術材料・器械	外来・病棟

※　診療材料類の一部と位置づけることで事業範囲とする。

ｲ　留意事項

数量や価格等の変動リスクが大きいことから、一定期間毎の契約内容の見直し方法や事業期間の短縮などについても引き続き検討する。

ｳ　想定業務区分

選定事業者の事業範囲は、以下のとおりである。なお、選定事業者の調達対象とならない物品については、助言、発注手続等の調達支援を事業範囲とする。

診療材料・医療消耗備品・一般消耗備品調達業務区分表

業務区分			業務内容		業務主体	
					大学	事業者
調達対象品	調達		購入品目・見積リストの作成		○	◎
			購入品目の選定		◎	
			調達			◎
			納入品の検査			◎
			納入品の検査結果の確認		◎	
	在庫管理		【診療材料類管理業務と重複】			
	品質管理					
	マスタ管理					
	情報管理					
調達対象外	調達		購入品目・見積リストの作成		○	◎
			購入品目の選定		◎	
			調達（入札）		◎	
			納入品の検査			◎
			納入品の検査結果の確認		◎	
	購買、契約事務等支援業務	標準化支援	採用品目決定支援			◎
		購買計画	調査分析	年間購買予測等、年度予算策定	◎	○
				価格調査		◎
			計画策定		◎	
		購買契約	【診療材料類管理業務と重複】			
		出納管理				
		発注業務				
		納品検収業務				

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

ｴ　留意事項

診療材料の調達については、品目変更のリスクが官民双方にとって高いため、「一定期間毎に契約内容の見直しを図る」、「調達については事業期間を短期間とする」などの方策について検討している。今後、選定事業者の意見も聞きながら要求水準書において詳細を提示する。

3) 医薬品

ｱ 調達対象品の考え方

医薬品は、公定価格の存在や薬事法上の制約、国立大学附属病院の特徴などを踏まえ、ＰＦＩの包括効果が長期契約のリスク対応コストを下回る可能性が高いことから事業範囲外とする。ただし、その調達方法等に対する支援業務を事業範囲とし、データ分析・助言等を求める。

ｲ 想定業務区分

選定事業者の事業範囲は、以下のとおりである。主として、調達方法等に対する支援業務を事業範囲とし、データ分析・助言等を求める。

医薬品調達業務区分表

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">業務区分</th><th colspan="2" rowspan="2">業務範囲</th><th colspan="2">業務主体</th></tr>
<tr><th>大学</th><th>事業者</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">調達</td><td colspan="2">購入品目・見積リストの作成</td><td>○</td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">購入品目の選定</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">調達（入札）</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">納入品の検査</td><td>◎</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="12">調達支援業務（購買、契約事務等）</td><td rowspan="2">標準化支援</td><td colspan="2">採用医薬品の標準化支援（経済性の分析、院内会議参画）</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">ジェネリック推進支援（他事例紹介、データ提示、院内会議参画）</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td rowspan="3">購買計画</td><td rowspan="2">調査分析</td><td>年間購買予測等、年度予算策定</td><td>◎</td><td>○</td></tr>
<tr><td>医薬品費削減の参考データの提示</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画策定</td><td>◎</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人が行う調達方法の見直し</td><td colspan="2">他の（国立大学）病院との調達ネットワーク化支援</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">一括調達の導入支援</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="2">可能な範囲での価格交渉の支援</td><td></td><td>◎</td></tr>
<tr><td>購買契約</td><td colspan="4" rowspan="8">【薬品管理業務と重複】</td></tr>
<tr><td>出納管理</td></tr>
<tr><td>発注業務</td></tr>
<tr><td>納品検収業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">在庫管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">品質管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">マスタ管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報管理</td></tr>
</table>

凡例　◎：当該業務の主担当　　○：従担当・協力

9. 事業者選定プロセス

本事業においては、応募者に対して附属病院のニーズを明確に伝え、ニーズに合った提案書が提出されるための工夫として、附属病院と応募者との意思疎通を図るための質問・回答等を行うことを予定している。現段階で想定している事業者選定プロセスは以下に示すとおりである。

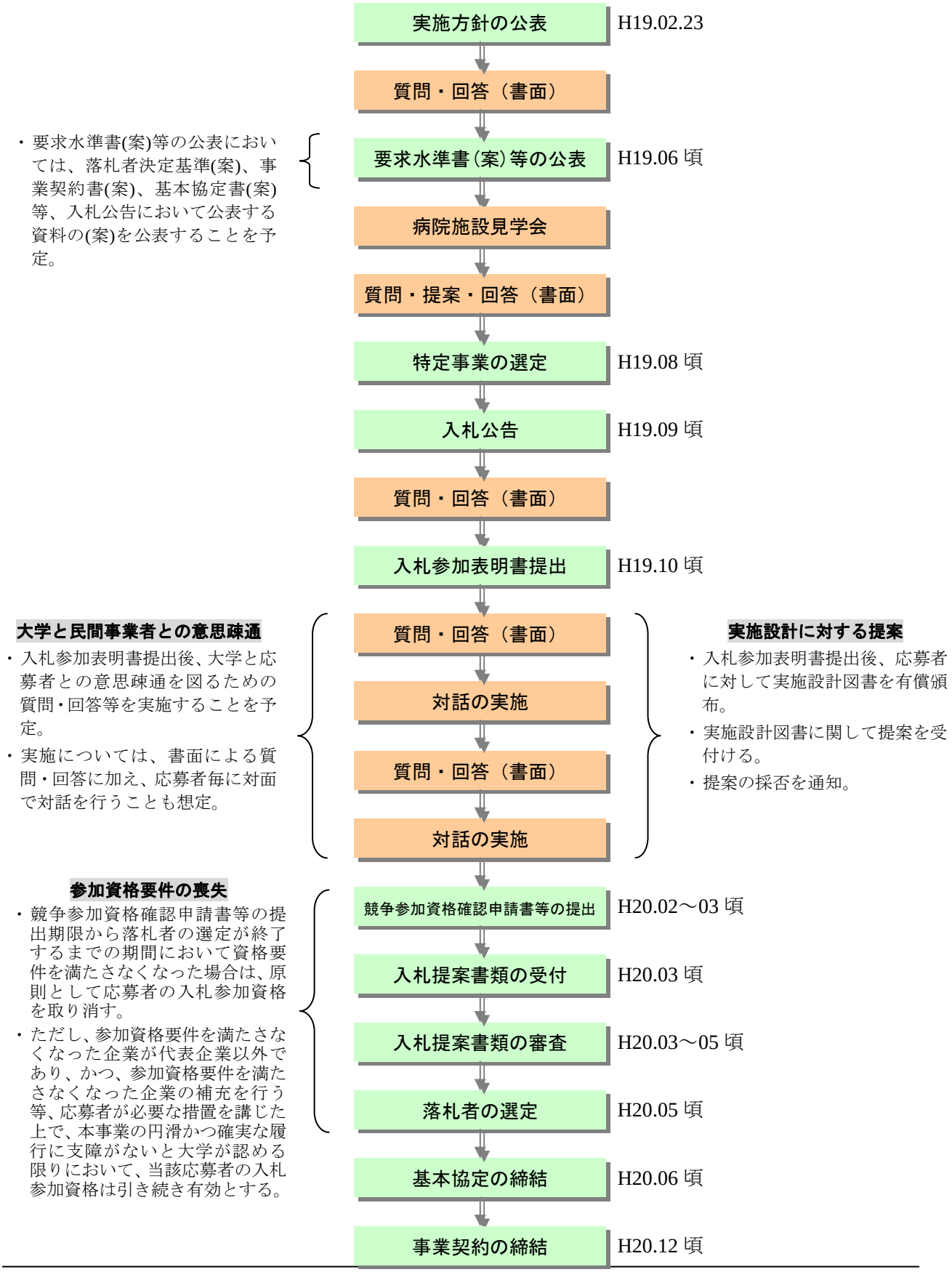

(1) 大学と応募者との意思疎通

本事業で新設する新棟については、大学で基本設計を実施した。

本事業では要求水準書や基本設計図書に対して大学と応募者の認識の齟齬を解消し、より深い理解を求めることを主目的として、書面および対話による質問・回答等を行うことを予定している。

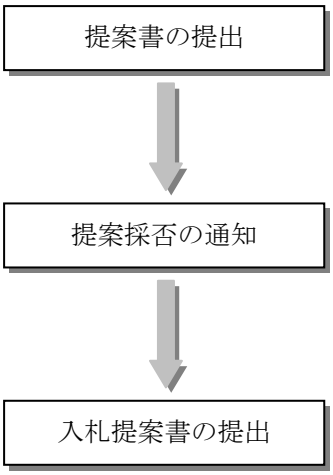

・応募者は基本設計図書等に関する提案書を提出する。（提案書提出の有無は民間事業者の判断とする。）
・提出要領等については、後日公表する。

・応募者からの提案書について、大学で採否を決定し、民間事業者に書面により通知する。

・応募者は通知後、入札提案書を提出する。
・通知から入札提案書提出までは、約２ヶ月の期間を想定している。

(2) 実施設計に対する提案

既存棟改修工事については、大学で実施設計を行うこととしているが、応募者の持つノウハウ等を本事業に採用することにより、より質の高い施設整備が可能になると考えている。従って、改修を行う既存棟については、応募者に対して、実施設計に対する「提案」を求めることを予定している。

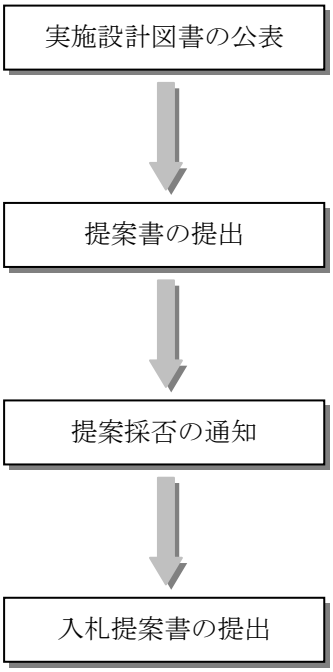

・入札公告以降、参加表明書を提出した応募者に対して、実施設計図書を公表する。
・設計図書の公表から提案書提出までは、約２ヶ月の期間を想定している。

・応募者から実施設計に関する提案を求める。（提案の提出の有無は民間事業者の判断とする。）
・提出要領等については、後日公表する。

・応募者からの提案書について、大学で採否を決定し、応募者に通知する。

・採否結果の通知後、入札提案書を提出する。
・採否結果の通知から入札提案書提出までは、約２ヶ月の期間を想定している。

10. 用語の定義

ｱ 民間事業者

本事業に参入意欲のある企業を総称していう。

ｲ 応募者

本事業の入札に参加する資格を有し､本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人で構成されるグループをいう。

ｳ 選定事業者

ＰＦＩ法に基づき、本事業を実施する民間選定事業者をいう。

ｴ ＳＰＣ

選定事業者が本事業を実施するために、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立する特別目的会社をいう。

ｵ 新棟

本事業において新設する平成 24 年 4 月に竣工予定の建物（新Ｂ棟及びホール・渡り廊下）をいう。

ｶ 既存棟

病院施設のうちＡ棟、新Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟、Ｄ棟、Ｅ棟、Ｆ棟を総称していう。ただし、Ｅ棟については、教育研究施設へ転用する時点で病院施設から除外する。

ｷ 提案

選定事業者を選定する際の提案書、事業契約に至るまでの業務運用等の検討時における「提案」をいう。

ｸ 企画

選定事業者が、事業期間中に大学（病院）に対して行う「提案」をいう。

ｹ 点検

建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

ｺ 保守

点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止の為に行う消耗部品の取替え､注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

ｻ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、原状（初期の水準）又は実用上支障のない状

態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等は除く。

ｼ　更新

劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。

ｽ　大規模修繕

建設物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕及び設備機器、配線、配管等の全面的な更新をいう。

ｾ　運転・監視

施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。

補足資料１　施設整備後の配置イメージ

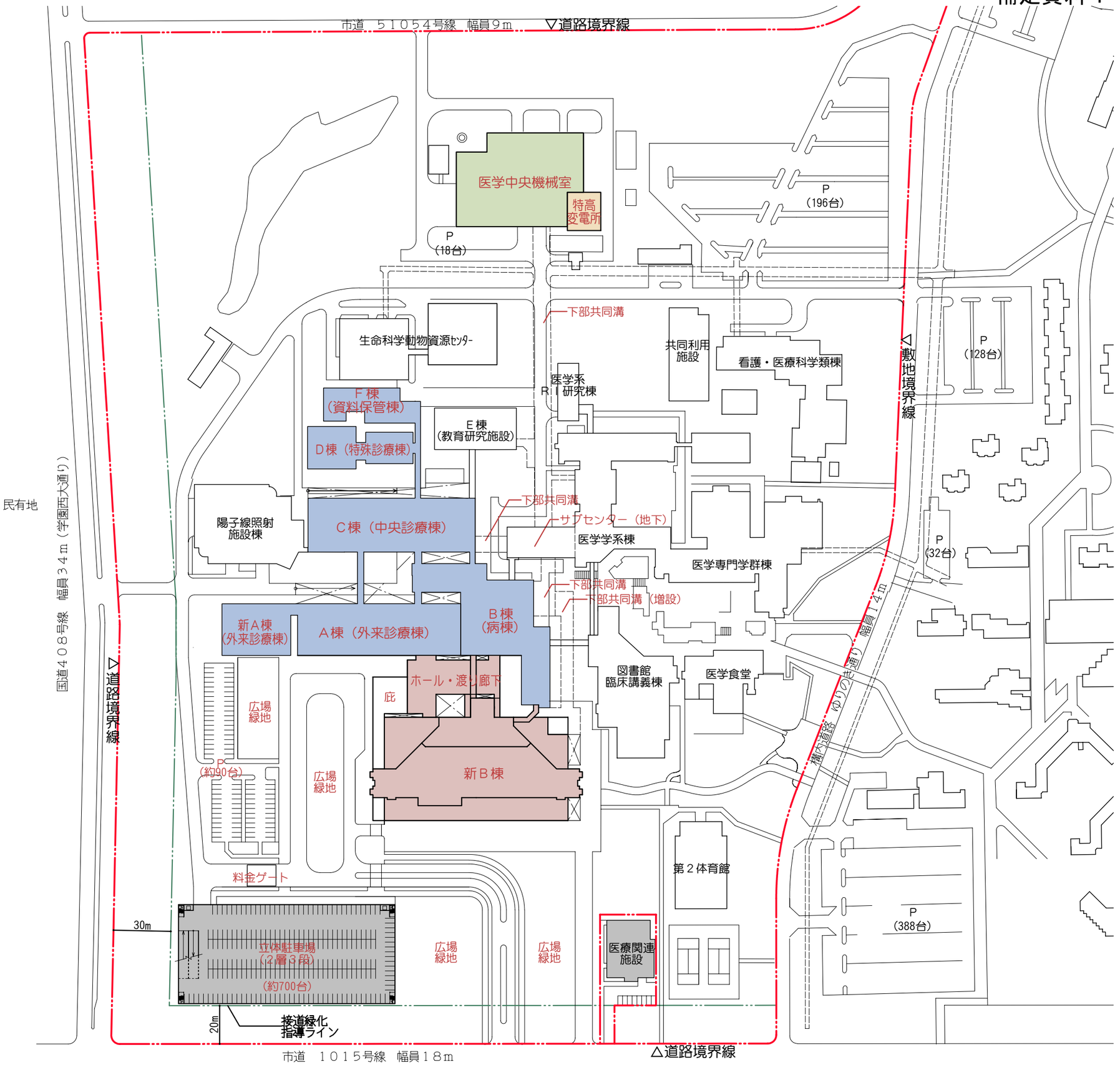

新設する病院施設

既存病院施設

新設する病院関連施設

既存病院関連施設

本事業とは別途に整備する予定の施設

赤字；病院施設および病院関連施設

施設整備後の配置イメージ

整備前

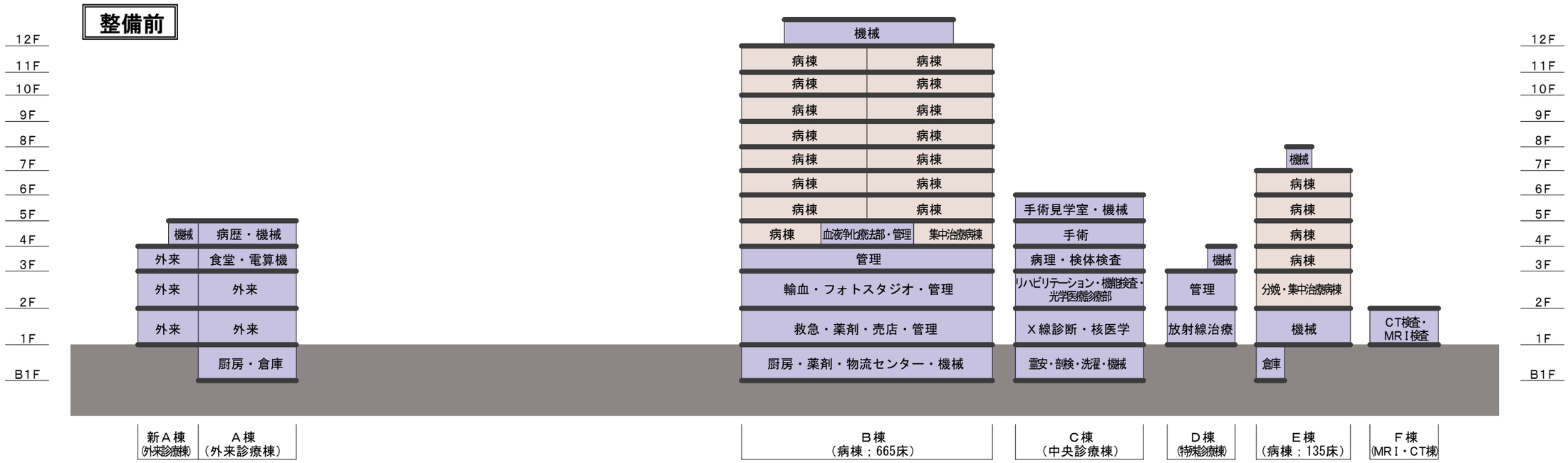

整備後

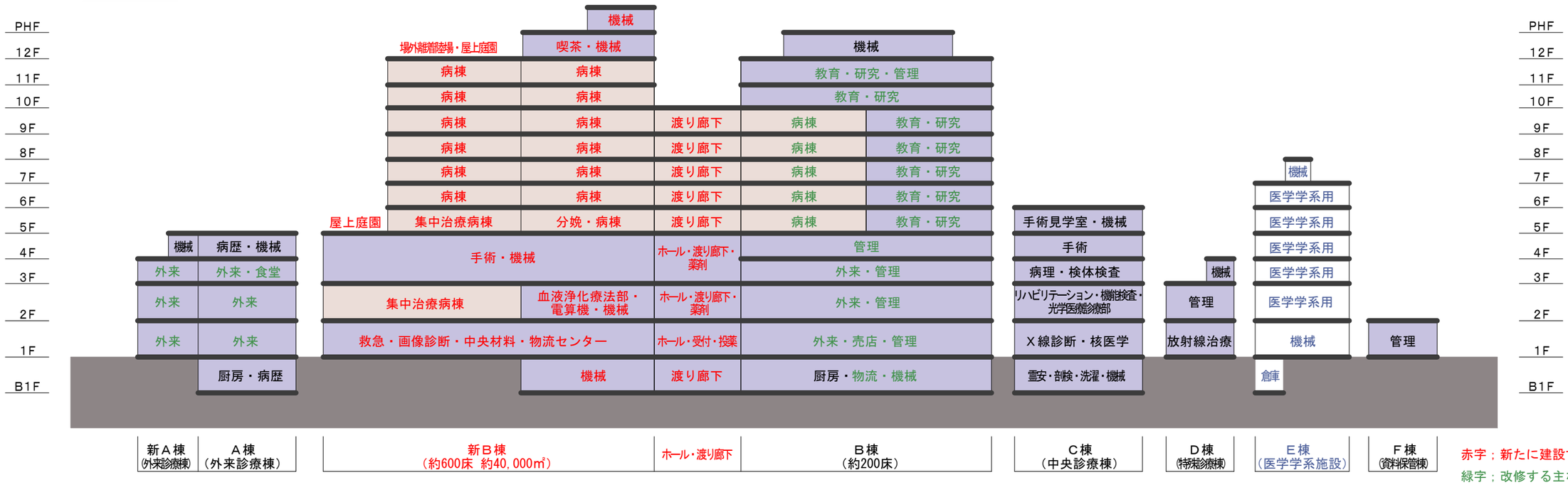

赤字；新たに建設する棟・部門
緑字；改修する主な部門
青字；病院施設から除外する棟・部門
※階層構成は今後変更の可能性がある

施設整備後の階層イメージ